

地方公共団体実行計画（区域施策編）

指導要領

Ver. 1.0

平成 31 年 3 月

環 境 省

総合環境政策局 環境計画課

目次

1.	はじめに.....	1
1-1	本指導要領について.....	1
1-2	本指導要領の特徴.....	1
2.	指導要領.....	2
	地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定・実施について.....	3
	目次.....	5
	重要な3つの柱：これからの地方における温暖化対策の在り方.....	7
	区域施策編の制度的位置付け.....	10
	区域施策編の構成例.....	12
	区域施策編のPDCAの全体像.....	14
	目次.....	16
	基本情報の整理：①基準年度、目標年度、計画期間及び見直し期間.....	17
	基本情報の整理：②地球温暖化対策を巡る動向.....	19
	基本情報の整理：③区域の特徴.....	21
	基本情報の整理：④区域の目指す将来像.....	23
	基本情報の整理：⑤地域における地球温暖化対策の意義.....	25
	基本情報の整理：⑥気候変動による影響への適応.....	27
	基本情報の整理：⑦区域施策編の位置付け.....	29
	目次.....	31
	体制の検討：事例①庁内連携を工夫した事例.....	32
	体制の検討：事例② 庁外との合意形成を工夫した事例.....	34
	目次.....	36
	温室効果ガス排出量の推計：①把握すべき温室効果ガス.....	37
	温室効果ガス排出量の推計：②対象とする温室効果ガス.....	39
	温室効果ガス排出量の推計：③現況推計の計算方法.....	41
	温室効果ガス排出量の推計：④排出の要因分析.....	43
	目次.....	45
	計画全体の目標の設定：①目標の種類.....	46
	計画全体の目標の設定：②総量削減目標の設定方法.....	48
	計画全体の目標の設定：②総量削減目標以外の計画目標.....	50
	目次.....	52
	対策・施策の立案：①対策・施策の立案の流れ.....	53
	対策・施策の立案：②4つの施策分野.....	55

対策・施策の立案：③対策・施策のつながり.....	57
対策・施策の立案：④対策・施策の評価.....	59
目次.....	61
区域施策編の公表.....	62
区域施策編のPDCAの全体像.....	64
区域施策編の実施.....	65
事例：将来像をわかりやすく示した指標による対策・施策の進捗管理.....	67
目次.....	69
区域施策編の全体的な見直し及び改定.....	70
事例①：全環境施策共通の方法を用いた客観的な進捗評価.....	72
事例②：情報共有と住民参加による区域施策の推進・進捗管理.....	74
事例③：市の予算編成における地球温暖化対策の観点の組み込み.....	76
事例④：定量的な「見える化」による進捗管理機能の強化.....	78
3. 問い合わせ先.....	80

2. 指導要領

次頁以降に、指導要領を掲載する。

資料名	地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定・実施について
ページ	0
タイトル	地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定・実施について
所要時間(分)	1
マニュアル	—
スライドイメージ	
地方公共団体実行計画（区域施策編）の 策定・実施について 2019年（平成31年） 環境省大臣官房環境計画課	
説明台本＜環境省説明用＞	
それでは、区域施策編の策定・実施についてご説明をさせていただきます。区域施策編は、都道府県、政令市、中核市、施行時特例市に策定義務があります。区域施策編の策定義務がなく、策定されていない地方公共団体も多くありますが、既に半数以上策定されている県もあります。地球温暖化対策推進法に基づく義務ではありませんが、国全体の削減目標を達成するためには、全ての地域で取り組むことが必要ですので、施行時特例市未満の地方公共団体においても策定に努めていただきたい、と考えています。	
説明台本＜都道府県職員説明用＞	
それでは、区域施策編の策定・実施についてご説明をさせていただきます。区域施策編は、都道府県、政令市、中核市、施行時特例市に策定義務があります。区域施策編の策定義務がなく、策定されていない地方公共団体も多くありますが、既に半数以上策定されている県もあります。地球温暖化対策推進法に基づく義務ではありませんが、国全体の削減目標を達成するためには、全ての地域で取り組むことが必要ですので、施行時特例市未満の地方公共団体においても策定に努めていただきたい、と考えています。	

組むことが必要ですので、施行時特例市未満の地方公共団体においても策定に努めていただきたい、と考えています。

資料名	地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定・実施について
ページ	1
タイトル	目次
所要時間(分)	1
マニュアル	—

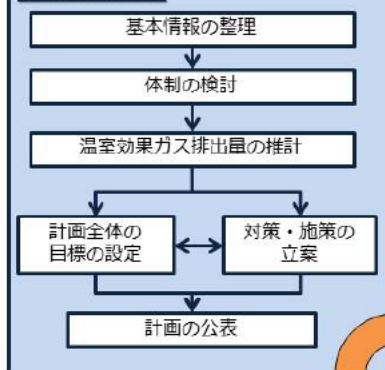
スライドイメージ

目次

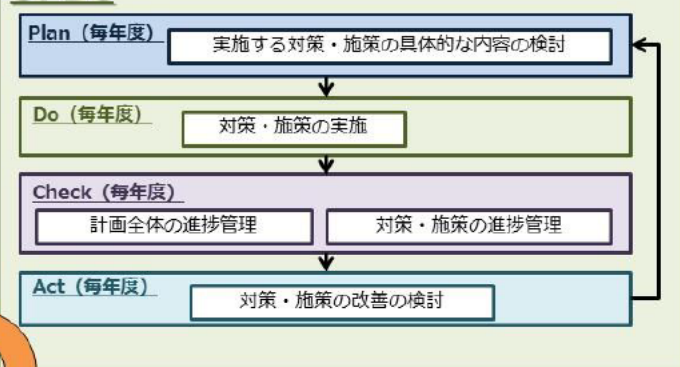
1. はじめに

- これからの地方における地球温暖化対策の在り方
- 区域施策編の制度的位置付け
- 区域施策編の構成例、進捗管理
- 区域施策編の全体像

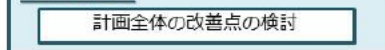
2. Plan



3. Do



5. Act



4. Check

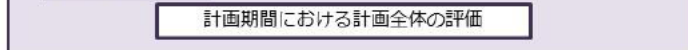


図 PDCAプロセスの例

1

説明台本＜環境省説明用＞

1 ページをご覧ください。こちらが本日の区域施策編のご説明の目次になります。

本日の説明は、区域施策編策定・実施マニュアル（本編）の項目ごとに、ポイントを紹介していきます。

「1.」では、「はじめに」として、区域施策編の背景、制度的位置付け、構成例、全体像等を確認します。

次に「2.」として、PDCA の Plan について、基本的事項・背景・意義をより詳細に説明するとともに、温室効果ガス排出量の推計・要因分析や、計画全体の目標、温室効果ガス排出抑制等に関する対策・施策について、確認をしていきます。

「3.」では、PDCA の Do として、区域施策編の実施についてご紹介し、「4.」では、PDCA の Check 及び Act として、区域施策編の全体的な見直し及び改定について確認をしていきます。

それではまず、「1.はじめに」を確認します。

説明台本＜都道府県職員説明用＞

1 ページをご覧ください。こちらが本日の区域施策編のご説明の目次になります。

本日の説明は、区域施策編策定・実施マニュアル（本編）の項目ごとに、ポイントを紹介していきます。

「1.」では、「はじめに」として、区域施策編の背景、制度的位置付け、構成例、全体像等を確認します。

次に「2.」として、PDCA の Plan について、基本的事項・背景・意義をより詳細に説明するとともに、温室効果ガス排出量の推計・要因分析や、計画全体の目標、温室効果ガス排出抑制等に関する対策・施策について、確認をしていきます。

「3.」では、PDCA の Do として、区域施策編の実施についてご紹介し、「4.」では、PDCA の Check 及び Act として、区域施策編の全体的な見直し及び改定について確認をしていきます。それではまず、「1.はじめに」を確認します。

資料名	地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定・実施について
ページ	2
タイトル	重要な3つの柱：これからの地方における温暖化対策の在り方
所要時間(分)	2
マニュアル	地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（本編）P1～P3

スライドイメージ

はじめに 重要な3つの柱：これからの地方における温暖化対策の在り方

地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（本編）P1～P3

<コベネフィットの追求>

- 地域における地球温暖化対策は、温室効果ガス排出の抑制を実現するだけではありません。地域活性化、人口減少、産業振興、コスト削減、防災、健康などの多様な課題の解決に貢献し、住民・事業者の利益となる可能性を秘めています。
- 地球温暖化対策は、社会経済情勢や技術動向も踏まえて区域の目指す将来像の中に位置づけ、コベネフィット即ち温室効果ガスの排出抑制等と同時に追求できる便益の観点を含めて検討すべきであると考えられます。
- また、関連する他分野の施策も、地球温暖化対策の観点から再検討し、効果的な連携を図るべきと考えられます。

<努力の見えるPDCA>

- 区域における温室効果ガス排出量は、様々な外的要因にも左右されるものであり、また、個々の施策による削減効果が把握しがたい場合もあります。
- そこで、温室効果ガス総量削減目標のみならず、最終エネルギー消費量や再生可能エネルギー導入量などを計画目標として掲げることも有効です。
- 加えて、個々の施策についても、削減効果のみならず、進捗評価のための指標を設定し、庁内においても、住民にとっても努力の見えるPDCAサイクルを回すべきであると考えられます。

<戦略的なパートナーシップ>

- 地球温暖化対策は、環境部局のみならず、関係部局を含む全庁的取り組みとし、庁外のステークホルダー（住民、事業者、金融機関、民間団体、他の地方公共団体）の参画・共同が不可欠です。
- 区域施策編や各施策について、それらの立案・実施から評価・改善に至るまで、あらゆるフェーズで戦略的に連携することが望ましいと考えられます。
- 都道府県は、特に広域的なルール作りや市町村の支援に、市町村は現場寄りのプロジェクト支援や住民の普及啓発により注力する等、それぞれの特性を踏まえた役割分担が重要です。

2

説明台本 <環境省説明用>

2 ページをご覧ください。

このスライドでは、これからの地方における地球温暖化対策の在り方として、重要な3つの柱を確認します。

これからの地方における地球温暖化対策の在り方は、「コベネフィットの追求」、「努力の見えるPDCA」、「戦略的なパートナーシップ」という3つの考え方が柱となります。これらは国の地球温暖化対策にも出てくる考え方です。

まず第一の柱は、「コベネフィットの追求」です。温暖化対策が行政の中で重視されていなかったり、住民の関心が高いものではなかったりする一方で、地域の活性化、防災能力の向上、健康リスクの低減、行政コストの削減といったものは大変重要視されている場合があります。しかし、温暖化対策は、地域の社会経済上の課題解決に結びつく可能性があります。温室効果ガス排出量を削減する目標

だけでなく、住民や事業者にとってプラスになる点に着目して地域の温暖化対策を検討することが必要と考えています。

次に、第二の柱は、「努力が見える PDCA」です。区域ごとの排出量を正確に計算することは難しく、個々の施策による地域の排出量削減への効果を正確に把握することはできません。そこで、個々の施策について、努力が見える指標を設定して、分かりやすい進捗評価をする必要があります。例えば再生可能エネルギーの導入量や、市民一人一人の節電による 1 人当たりのエネルギー使用量など、進捗管理においても市民にとっても分かりやすい目標を掲げることが重要です。

最後に、第三の柱は、「戦略的なパートナーシップ」です。区域施策編は、事務事業編以上に関係部局が増えます。産業振興、農業関係、福祉関係、防災関係、都市計画、交通などを所管する部局と連携しながら全庁的な取組をする必要があります。

また、区域施策編は市民が実施する取組になるため、市民の理解と協力を得ていくことが重要です。地域の金融機関や周辺の地方公共団体、NPO や民間団体と連携することが重要です。さらに、策定時だけでなく、実施や評価段階などのあらゆるフェーズで連携することが重要です。都道府県と市町村の役割について考えると、都道府県は広域的な制度や条例に基づいたルール作りをすることになります。一方、市町村はより住民に近い立場として、住民と一緒に進める普及啓発などの個別具体的なプロジェクトを進めていただくことになります。それぞれの特性を生かすことが必要だと考えています。

説明台本＜都道府県職員説明用＞

2 ページをご覧ください。

このスライドでは、これからの地方における地球温暖化対策の在り方として、重要な 3 つの柱を確認します。

まず第一の柱は、「コベネフィットの追求」です。区域施策編におけるコベネフィットとは、温室効果ガスの排出抑制等と併せて地域が追求できる経済・社会的な便益の観点を含めて検討すべきであるとする考え方です。温暖化対策が行政の中で重視されていなかったり、住民の関心が高いものではなかったりする一方で、地域の活性化、防災能力の向上、健康リスクの低減、行政コストの削減といったものは大変重要視されている場合があります。しかし、温暖化対策は、地域の社会経済上の課題解決に結びつく可能性があります。温室効果ガス排出量を削減する目標だけでなく、住民や事業者にとってプラスになる点に着目して地域の温暖化対策を検討することが必要と考えています。

次に、第二の柱は、「努力が見える PDCA」です。区域ごとの排出量を正確に計算することは難しく、個々の施策による地域の排出量削減への効果を正確に把握することはできません。そこで、個々の施策について、努力が見える指標を設定して、分かりやすい進捗評価をする必要があります。例えば再生可能エネルギーの導入量や、市民一人一人の節電による 1 人当たりのエネルギー使用量など、進捗管理においても市民にとっても分かりやすい目標を掲げることが重要です。

最後に、第三の柱は、「戦略的なパートナーシップ」です。区域施策編は、事務事業編以上に関係部局が増えます。産業振興、農業関係、福祉関係、防災関係、都市計画、交通などを所管する部局と連携しながら全庁的な取組をする必要があります。

また、区域施策編は市民が実施する取組になるため、市民の理解と協力を得ていくことが重要で

す。地域の金融機関や周辺の地方公共団体、NPO や民間団体と連携することが重要です。さらに、策定時だけでなく、実施や評価段階などのあらゆるフェーズで連携することが重要です。都道府県と市町村の役割について考えると、都道府県は広域的な制度や条例に基づいたルール作りをすることになります。一方、市町村はより住民に近い立場として、住民と一緒に進める普及啓発などの個別具体的なプロジェクトを進めていただくことになります。それぞれの特性を生かすことが必要だと考えています。

資料名	地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定・実施について
ページ	3
タイトル	区域施策編の制度的位置付け
所要時間(分)	1
マニュアル	地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（本編）P7-P9

スライドイメージ

はじめに 区域施策編の制度的な位置付け

基本的な考え方

地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（本編）P7～P9

- 地球温暖化対策の推進に関する法律及び地球温暖化対策計画における区域施策編の位置付けは以下のとおりです。

（地球温暖化対策の推進に関する法律から抜粋・要約）

- 区域の自然的社会的条件に応じて、次に掲げるものを定める。
- ① 再生可能エネルギーの利用の促進
 - ② その区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進
 - ③ 都市機能の集約の促進、公共交通機関の利用者の利便の増進等に資する地域環境の整備及び改善
 - ④ 廃棄物等の発生の抑制の促進等の循環型社会の形成
- 都市計画、農業振興地域整備計画等の温室効果ガスの排出の抑制等に関係のある施策について、連携して温室効果ガスの排出の抑制等が行われるよう配慮

（地球温暖化対策計画から抜粋）

第3章 目標達成のための対策・施策

第1節 国、地方公共団体、事業者及び国民の基本的役割

2. 「地方公共団体」の基本的役割

（1）地域の自然的社会的条件に応じた施策の推進

地方公共団体は、その地域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を推進する。例えば、再生可能エネルギー等の利用促進と徹底した省エネルギーの推進、低炭素型の都市・地域づくりの推進、循環型社会の形成、事業者・住民への情報提供と活動促進等を図ることを目指す。都道府県、指定都市、中核市及び施行時特例市は、本計画に即して、地方公共団体実行計画において、地域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項を定める計画（以下「地方公共団体実行計画区域施策編」という。）を策定し実施する。また、その他の地方公共団体も、地方公共団体実行計画区域施策編を策定し実施するよう努める。

説明台本＜環境省説明用＞

3 ページをご覧ください。

このスライドでは、区域施策編の制度的位置付けを確認します。

区域施策編は地球温暖化対策推進法に基づき、都道府県、政令指定都市、中核市、施行時特例市に策定が義務付けられ、それ以外の地方公共団体は策定に努力することが求められています。

地球温暖化対策推進法では、区域施策編において①再生可能エネルギーの利用の促進、②その区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進、③都市機能の集約の促進、公共交通機関の利用者の利便の増進等に資する地域環境の整備及び改善、④廃棄物等の発生の抑制の促進等の循環型社会の形成、の4つの項目を定めることとしています。

説明台本＜都道府県職員説明用＞

3 ページをご覧ください。

このスライドでは、区域施策編の制度的位置付けを確認します。

区域施策編は地球温暖化対策推進法に基づき、都道府県、政令指定都市、中核市、施行時特例市に策定が義務付けられ、それ以外の地方公共団体は策定に努力することが求められています。

地球温暖化対策推進法では、区域施策編において①再生可能エネルギーの利用の促進、②その区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進、③都市機能の集約の促進、公共交通機関の利用者の利便の増進等に資する地域環境の整備及び改善、④廃棄物等の発生の抑制の促進等の循環型社会の形成、の4つの項目を定めることとしています。

■ 【解説】地球温暖化対策推進法における区域施策編の位置付け（策定・実施マニュアル（本編）P7-P9）

□ 地球温暖化対策推進法の目的

地球温暖化を防止することの重要性に鑑み、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献すること。

国、地方公共団体、事業者及び国民による地球温暖化対策の在り方を定める。

□ 主な条文

- 第4条：

地方公共団体の責務について、その区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等のための施策を推進すること等が定めている。

- 第19条第2項：

その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努めるものとしている。

- 第21条第3項：

都道府県、指定都市等に対しては、区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項（いわゆる区域施策編）を策定することを義務付けています。このことは、地球温暖化対策計画においても、都道府県、指定都市等の基本的な役割として定められている。また、中核市未満の市町村に対しては、同法第19条第2項の趣旨に照らし、地球温暖化対策計画において、区域施策編の策定に努力することが求められている。

なお、地球温暖化対策推進法の平成28年改正により、複数の地方公共団体が共同して地方公共団体実行計画を策定できることが明記された。また、区域施策編に盛り込むべき地域環境の整備に関する事項の例示として、「都市機能の集約化の促進」（いわゆる都市のコンパクト化の促進）が明記された。

資料名	地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定・実施について
ページ	4
タイトル	区域施策編の構成例
所要時間(分)	1
マニュアル	地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（本編）P13
スライドイメージ	

はじめに 区域施策編の構成例

基本的な考え方

地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（本編）P13

- 地方公共団体の規模に関わらず共通して必要となると考えられる構成例は下表のとおりです。

表 区域施策編の構成例

骨格の例	構成要素の例
① 区域施策編策定の基本的事項・背景・意義	・区域施策編策定の背景・意義 ・区域の特徴（自然的社会的条件及び各主体の特徴等） ・計画期間 ・推進体制
② 温室効果ガス排出量の推計・要因分析	・区域の温室効果ガス排出状況
③ 計画全体の目標	・区域施策編の目標
④ 温室効果ガス排出抑制等に関する対策・施策	・区域の各主体に期待される対策 ・地方公共団体が実施する施策
⑤ 区域施策編の実施及び進捗管理	・区域施策編の実施及び進捗管理

4

説明台本＜環境省説明用＞

4 ページをご覧ください。

このスライドでは、区域施策編の構成の例を確認します。

区域施策編には、地方公共団体の規模に係らず、共通して必要となる典型的な骨格や構成要素があります。地方公共団体の規模に関わらず共通して必要となると考えられる5つの典型的な骨格を表に示しています。

まず、策定の背景や、自然条件・社会条件、対象範囲、計画期間、推進体制などの基本的事項を記載します。次に、温室効果ガスの排出の推定・要因分析として、近年の排出量の増減傾向を評価します。その上で、削減目標を設定し、目標達成の対策施策を記載します。また、区域施策編の実施および進捗管理の仕組み、体制についても記載します。

説明台本＜都道府県職員説明用＞

4 ページをご覧ください。

このスライドでは、区域施策編の構成の例を確認します。

区域施策編には、地方公共団体の規模に係らず、共通して必要となる典型的な骨格や構成要素があります。地方公共団体の規模に関わらず共通して必要となると考えられる5つの典型的な骨格を表に示しています。まず、策定の背景や、自然条件・社会条件、対象範囲、計画期間、推進体制などの基本的事項を記載します。次に、温室効果ガスの排出の推定・要因分析として、近年の排出量の増減傾向を評価します。その上で、削減目標を設定し、目標達成の対策施策を記載します。また、区域施策編の実施および進捗管理の仕組み、体制についても記載します。

なお、地方公共団体実行計画については、伝統的に多くの地方公共団体において、いわゆる事務事業編と区域施策編を別個に策定・実施する例が見られますが、両者を一本化することも可能です。

また、地球温暖化対策推進法の要件を満たし、かつ、他の法令（条例を含みます。）の規定に反しない場合であれば、地方公共団体独自の環境基本計画その他の計画と地方公共団体実行計画と統合することも可能です。

資料名	地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定・実施について
ページ	5
タイトル	区域施策編のPDCAの全体像
所要時間(分)	1
マニュアル	地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（本編） P14-P17

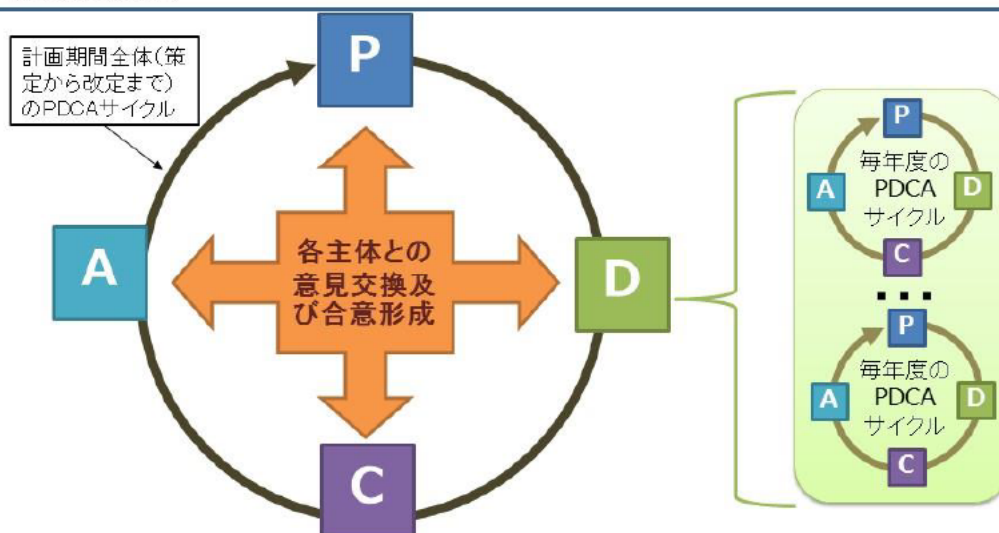
スライドイメージ

はじめに 区域施策編のPDCAの全体像

基本的な考え方

地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（本編）P14～P17

- 区域施策編の実施においては、毎年度、対策・施策ごとの目標や進捗管理指標に照らして点検を行います。必要に応じて区域施策編全体の見直しの議論を行うことも重要です。
- 区域施策編における総量削減目標やこれ以外の計画目標の達成状況等を踏まえ、対策・施策を含めた全体的な見直しを行い、必要があると判断されれば、区域施策編の改定を行います。
- 区域施策編の実効性を高めるためには、計画期間全体のPDCAだけではなく、毎年度のPDCAを実施することが重要です。



5

説明台本＜環境省説明用＞

5 ページをご覧ください。

このスライドでは、区域施策編の進捗管理について確認します。

区域施策編の進捗管理においても事務事業編と同様、策定後のPDCAが非常に重要です。事務事業編と同じく、大小のPDCAサイクルがあります。2030年を目指し、長期計画を立て、途中で何年かごとに見直しをしながら必要に応じて改定をするという大きなPDCAサイクルと、毎年の排出量や対策の進捗を確認する小さなPDCAサイクルがあります。

Planにおいては、基本情報の整理、計画策定、実施、評価体制構築、排出量推計、削減目標設定、目標達成のための対策施策の検討、公表を行います。Doは、対策施策であり、毎年の事業を検討、実施し、進捗管理を踏まえて必要に応じて改善することになります。また、Checkにおいて計画期間全体の評価を行います。最後にActにおいて改善点を検討して、必要に応じて計画を

改定し、再度 Plan をするという形で PDCA を回します。

説明台本＜都道府県職員説明用＞

5 ページをご覧ください。

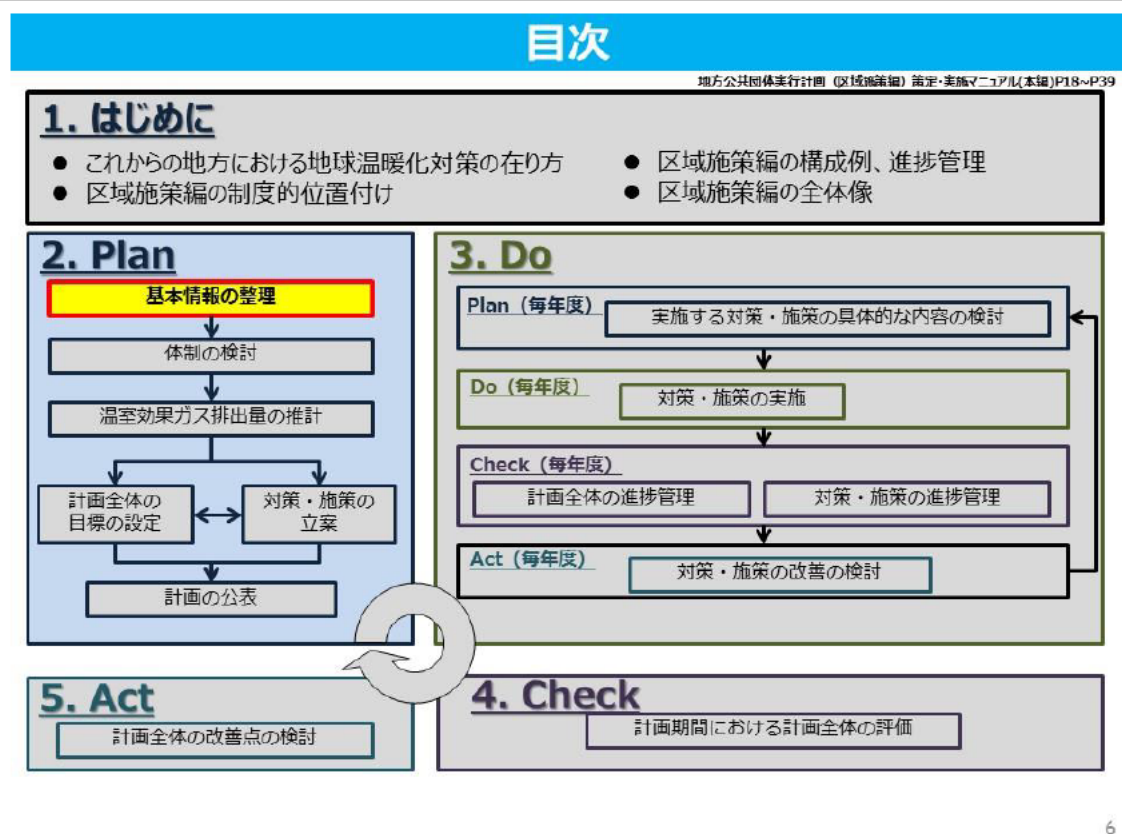
このスライドでは、区域施策編の進捗管理について確認します。

区域施策編の進捗管理においても事務事業編と同様、策定後の PDCA が非常に重要です。事務事業編と同じく、大小の PDCA サイクルがあります。2030 年を目指し、長期計画を立て、途中で何年かごとに見直しをしながら必要に応じて改定をするという大きな PDCA サイクルと、毎年の排出量や対策の進捗を確認する小さな PDCA サイクルがあります。

Plan においては、基本情報の整理、計画策定、実施、評価体制構築、排出量推計、削減目標設定、目標達成のための対策施策の検討、公表を行います。Do は、対策施策であり、毎年の事業を検討、実施し、進捗管理を踏まえて必要に応じて改善することになります。また、Check において計画期間全体の評価を行います。最後に Act において改善点を検討して、必要に応じて計画を改定し、再度 Plan をするという形で PDCA を回します。

資料名	地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定・実施について
ページ	6
タイトル	目次
所要時間(分)	0.5
マニュアル	地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（本編）P18-P39

スライドイメージ



説明台本＜環境省説明用＞

以降のスライドでは、PDCA それぞれについて、概要を説明していきます。

まず、Plan について、次のページ以降のスライドでご紹介いたします。

説明台本＜都道府県職員説明用＞

以降のスライドでは、PDCA それぞれについて、概要を説明していきます。

まず、Plan について、次のページ以降のスライドでご紹介いたします。

資料名	地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定・実施について
ページ	7
タイトル	基本情報の整理：①基準年度、目標年度、計画期間及び見直し期間
所要時間(分)	1
マニュアル	地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（本編） P20-P21

スライドイメージ

Plan

基本情報の整理：①基準年度、目標年度、計画期間、見直し期間

地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（本編）P20～P21

基本的な考え方

- 区域施策編の基準年度、目標年度、計画期間及び見直しの時期は、各地方公共団体が任意に設定することができます。
- 一方で、パリ協定の趣旨を踏まえ、地球温暖化対策計画に即する観点から、以下が望まれます。
 - ・ 基準年度：2013年度（又は2005年度）
 - ・ 目標年度：2030年度
 ※仮に、基準年度を2013年度（又は2005年度）としないこととした場合であっても、地球温暖化対策計画に即する観点から、2013年度（又は2005年度）比の値も併記することが望まれます。
- 区域施策編においては、盛り込まれた施策が実効的に実施されるよう、また、区域の自然的社会的条件の変化等に適切に応じられるように、目標年度までの間に、必要に応じて全部又は一部の改定を繰り返していくことが強く望まれます。
- なお、見直しの時期については、例えば、区域の総合計画の見直しと同時期（同年度または翌年度）に設定することが、他の多くの分野の施策と適切な連携を確保する上で有効であると考えられます。

7

説明台本＜環境省説明用＞

7 ページをご覧ください。

このスライドでは、区域施策編の基準年度、目標年度、計画期間直し期間を確認します。

目標年度や基準年度の設計は事務事業編と同じです。国の計画は 2013 年度を基準年度に、2030 年度を目標年度にしていますので、法に基づき、区域施策編を策定する際には国の計画に則して同様の年度とすることが推奨されますが、別年度としても構いません。区域施策編の施策は、多くの領域にわたる場合が多いため、地方公共団体の総合計画や環境基本計画と同じ計画期間とすることも合理的です。

説明台本＜都道府県職員説明用＞

7 ページをご覧ください。

このスライドでは、区域施策編策定の基本的事項・背景・意義として、基準年度、目標年度、計画期間直し期間を確認します。

目標年度や基準年度の設計は事務事業編と同じです。国の計画は 2013 年度を基準年度に、2030 年度を目標年度にしていますので、法に基づき、区域施策編を策定する際には国の計画に則して同様の年度とすることが推奨されますが、別年度としても構いません。区域施策編の施策は、多くの領域にわたる場合が多いため、地方公共団体の総合計画や環境基本計画と同じ計画期間とすることも合理的です。

資料名	地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定・実施について
ページ	8
タイトル	基本情報の整理：②地球温暖化対策を巡る動向
所要時間(分)	1
マニュアル	地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（本編） P21-P26

スライドイメージ

Plan
基本情報の整理：②地球温暖化対策を巡る動向

地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（本編）P21～P26

基本的な考え方

○地球温暖化対策を巡る動向を事業者や住民に理解し、健全な問題意識を醸成してもらうため、下記3つのテーマを記載することが望ましいと考えられます。

- ・地球温暖化の影響
- ・地球温暖化対策を巡る国際的な動向（国連気候変動枠組み条約における国際枠組みなど）
- ・地球温暖化対策を巡る国内の動向（国の政策動向など）

○上記に関する最新情報は、環境省の「地方公共団体実行計画策定支援サイト」に掲載していく予定であり、当該情報を適宜活用することも考えられます。

<文例：イメージ>

○地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つです。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されているほか、我が国においても平均気温の上昇、豪雨、台風等による被害、農作物や生態系への影響等が観測されています。地球温暖化対策推進法第1条において規定されているとおり、気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準で大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ、地球温暖化を防止することは人類共通の課題であるとされています。

○2015年（平成27年）11月から12月にかけて、フランス・パリにおいて、COP21が開催され、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、附属書I国（いわゆる先進国）と非附属書I国（いわゆる途上国）という附属書に基づく固定された二分論を超えた全ての国の参加、5年ごとに貢献（nationally determined contribution）を提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等を規定しており、国際枠組みとして画期的なものと言えます。

8

説明台本＜環境省説明用＞

8 ページをご覧ください。

このスライドでは、区域施策編の背景の記載について確認します。

策定の背景を記載する際に重要なことは、市民に温暖化対策の重要性や国内外において温暖化対策が求められているということを理解していただくことです。地球温暖化対策を巡る動向を事業者や市民に理解し、健全な問題意識を醸成してもらうため、地球温暖化の影響、国際的な動向や、国内の動向などのテーマを記載することが望ましいと考えられます。

説明台本＜都道府県職員説明用＞

8 ページをご覧ください。

このスライドでは、区域施策編の背景の記載について確認します。

策定の背景を記載する際に重要なことは、市民に温暖化対策の重要性や国内外において温暖化

対策が求められているということを理解していただくことです。地球温暖化対策を巡る動向を事業者や市民に理解し、健全な問題意識を醸成してもらうため、地球温暖化の影響、国際的な動向や、国内の動向などのテーマを記載することが望ましいと考えられます。

資料名	地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定・実施について
ページ	9
タイトル	基本情報の整理：③区域の特徴
所要時間(分)	1
マニュアル	地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（本編） P27-P29

スライドイメージ

Plan 基本情報の整理：③区域の特徴

地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（本編）P27～P29

基本的な考え方

- 区域施策編は、区域の自然的社会的条件を把握・整理した上で、対策・施策との関連性を念頭に置いて整理することが重要です。
- さらに区域施策編に盛り込むべき事項として、「太陽光、風力その他の再生可能エネルギーであって、その区域の自然的条件に適したものの利用の促進に関する事項」が掲げられていることを踏まえ、区域の自然的条件の一つとして再生可能エネルギーによるCO₂削減ポテンシャル等を盛り込むことも考えられます。

表 区域の特徴と区域施策編に盛り込む対策・施策の関連の例

	区域の特徴の例	関連する対策・施策の例
自然的条件	気候	家庭部門や業務その他部門の対策・施策
	再生可能エネルギー資源の賦存状況	再生可能エネルギーの導入に係る対策・施策
社会的条件	産業構造	産業部門や業務その他部門の対策・施策
	都市構造／交通体系／インフラの状況	運輸部門やまちづくりに関する対策・施策
	人口動態／住民の環境意識・ライフスタイル	家庭部門や業務その他部門の対策・施策
	技術動向	各技術が関係する部門・分野における対策・施策

9

説明台本＜環境省説明用＞

9 ページをご覧ください。

このスライドでは、区域の特徴について確認します。

区域施策編を策定する際には、区域の特徴として区域の気候や再生可能エネルギーの導入可能性、産業構造、人口動態などを整理します。また、これらの情報を基に重点施策の検討も行います。

産業構造については、農業中心の町もあれば、工業、商業中心の町もあります。都市構造については、コンパクト化が進んでいるところもあれば、分散して広く薄く散らばっている町もあります。また、公共交通機関が発達しているところもあれば、衰退していて維持が難しくなっているところもあるでしょう。このような様々な社会状況を整理して有効な対策を考えていただきたいと考えています。コベネフィットの観点からも地域の強み弱みを整理することが重要です。

説明台本＜都道府県職員説明用＞

9 ページをご覧ください。

このスライドでは、区域の特徴について確認します。

区域施策編を策定する際には、区域の特徴として区域の気候や再生可能エネルギーの導入可能性、産業構造、人口動態などを整理します。また、これらの情報を基に重点施策の検討も行います。

産業構造については、農業中心の町もあれば、工業、商業中心の町もあります。都市構造については、コンパクト化が進んでいるところもあれば、分散して広く薄く散らばっている町もあります。また、公共交通機関が発達しているところもあれば、衰退していて維持が難しくなっているところもあるでしょう。このような様々な社会状況を整理して有効な対策を考えていただきたいと考えています。コベネフィットの観点からも地域の強み弱みを整理することが重要です。

資料名	地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定・実施について
ページ	10
タイトル	基本情報の整理：④区域の目指す将来像
所要時間(分)	1
マニュアル	地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（本編） P30-P32

スライドイメージ

Plan
基本情報の整理：④区域の目指す将来像

地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（本編）P30～P32

基本的な考え方

- 地域を取り巻くマクロトレンドに加え、区域の特性として、地域固有の条件、地域社会を構成する要素を整理した上で、望ましい地域の将来像を構想し提示することが考えられます。
- 区域施策編における将来像は、総合計画や環境基本計画といった上位計画における将来像や総合的な目標と整合的なものとする必要があります。さらに、地球温暖化対策の側面だけでなく、同時にコベネフィットの側面も踏まえたものとする事が考えられます。

地域を取り巻くマクロトレンド

高齢化
グローバル化
経済の低成長
IT技術の進展
...

区域の特性
として整理

【地域特性】 地域固有の条件

地形
気候
資源
文化・歴史
人口・世帯

地域社会を構成する要素（低炭素化に関連するもの）

**将来像の作成に当たって、
地方公共団体はこれらのような要素について検討**

公共交通

市街地の構造

中心市街地

雇用

財政

エネルギー源

就業形態

コミュニティ

居住形態

...

望ましい地域の将来像

10
横断的な課題検討会資料（環境省 平成26年3月）を基に環境省作成

説明台本＜環境省説明用＞

10 ページをご覧ください。

このスライドでは、区域の目指す将来像について確認します。

区域施策編は温室効果ガスの削減のための計画ですが、総合計画や環境基本計画に書かれているような地域が目指す総合的な将来像を描き、そこから温暖化対策のアプローチを考えていただくことが必要だと考えています。

区域施策編における将来像は、総合計画や環境基本計画といった上位計画における将来像や総合的な目標と整合的なものとする必要があります。さらに、地球温暖化対策の側面だけでなく、同時にコベネフィットの側面も踏まえたものとする事が考えられます。

説明台本＜都道府県職員説明用＞

10 ページをご覧ください。

このスライドでは、区域の目指す将来像について確認します。

区域施策編は温室効果ガスの削減のための計画ですが、総合計画や環境基本計画に書かれているような地域が目指す総合的な将来像を描き、そこから温暖化対策のアプローチを考えていただくことが必要だと考えています。

区域施策編における将来像は、総合計画や環境基本計画といった上位計画における将来像や総合的な目標と整合的なものとする必要があります。さらに、地球温暖化対策の側面だけではなく、同時にコベネフィットの側面も踏まえたものとする考えられます。

資料名	地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定・実施について
ページ	11
タイトル	基本情報の整理：⑤地域における地球温暖化対策の意義
所要時間(分)	1
マニュアル	地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（本編）P33-P35

スライドイメージ

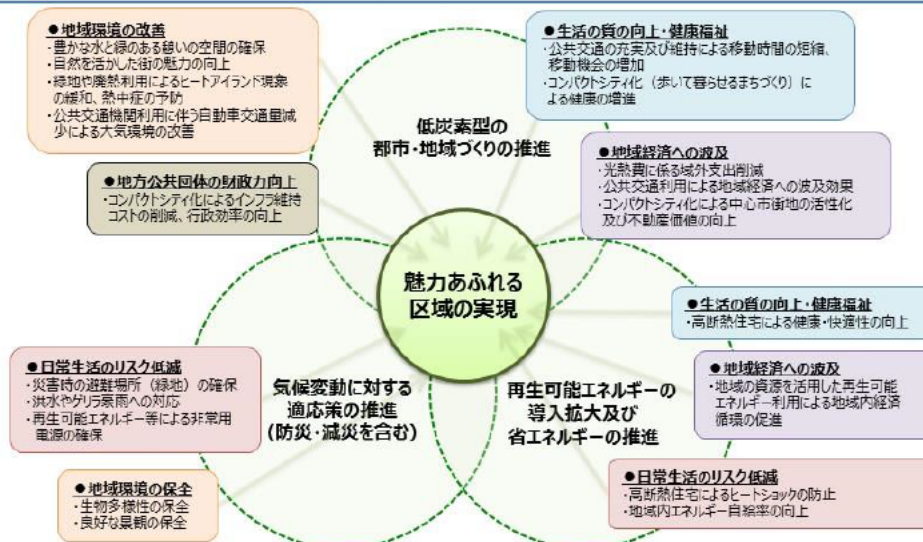
Plan

基本情報の整理：⑤地域における地球温暖化対策の意義

基本的な考え方

地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（本編）P33～P35

- 地球温暖化対策の推進に当たっては、経済活性化、雇用創出、地域が抱える問題の解決にもつながるよう、地域資源、技術革新、創意工夫をいかし、環境、経済、社会の統合的な向上に資するような施策の推進を図ることとしています。
- 区域施策編の策定に当たっても温室効果ガスの排出抑制等だけでなく、区域の特徴や区域の目指す将来像を前提として、地球温暖化対策と同時に追求しうる便益「コベネフィット」をも含めて評価・検討を行い、地域における地球温暖化対策を意義づけていくことが重要です。



11

説明台本＜環境省説明用＞

11 ページをご覧ください。

このスライドでは、地域における地球温暖化対策の意義について確認します。

区域施策編の策定に当たっては、温暖化対策が地域にとってプラスに働き、社会経済の課題に対応し、環境と経済と社会が統合的に向上するような形で考えていただきたいと考えています。

例えば高齢の方が歩いて暮らしやすいまちづくりや、再生可能エネルギーを主要な防災拠点に導入して災害時あるいは大停電の際の非常用電源とすることで防災能力を高める、高断熱住宅によってヒートショックを抑制することで住民の健康リスクを低減することで社会保障関係費用も抑える、地域ビジネスの振興など、環境以外の様々なベネフィットが考えられます。温暖化対策だけでなく、地域全体にとって何がプラスになるかを検討することが重要です。

説明台本＜都道府県職員説明用＞

11 ページをご覧ください。

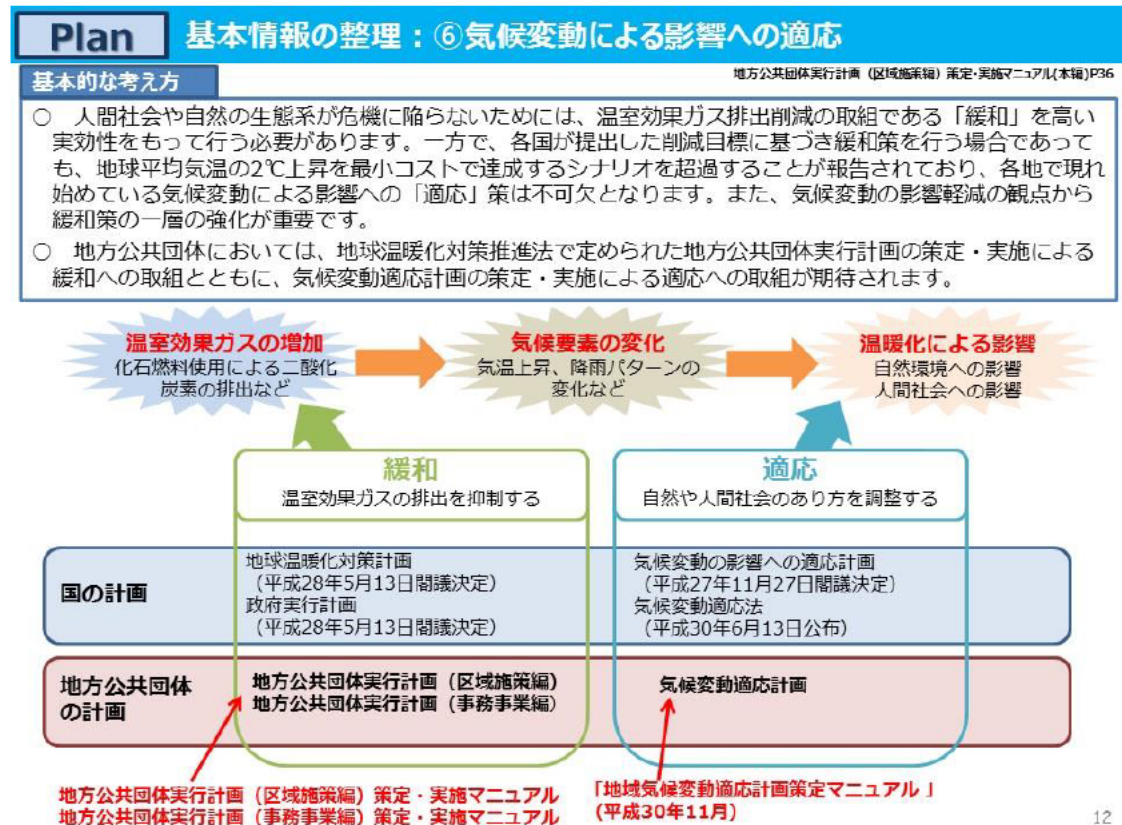
このスライドでは、地域における地球温暖化対策の意義について確認します。

区域施策編の策定に当たっては、温暖化対策が地域にとってプラスに働き、社会経済の課題に対応し、環境と経済と社会が統合的に向上するような形で考えていただきたいと考えています。

例えば高齢の方が歩いて暮らしやすいまちづくりや、再生可能エネルギーを主要な防災拠点に導入して災害時あるいは大停電の際の非常用電源とすることで防災能力を高める、高断熱住宅によってヒートショックを抑制することで住民の健康リスクを低減することで社会保障関係費用も抑える、地域ビジネスの振興など、環境以外の様々なベネフィットが考えられます。温暖化対策だけでなく、地域全体にとって何がプラスになるかを検討することが重要です。

資料名	地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定・実施について
ページ	12
タイトル	基本情報の整理：⑥気候変動による影響への適応
所要時間(分)	1
マニュアル	地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（本編）P36

スライドイメージ



12

説明台本＜環境省説明用＞

12 ページをご覧ください。

このスライドでは、気候変動による影響への適応について確認します。

実行計画に適応策を盛り込まれる例が増えてきました。適応策とは、気候変動によって発生する悪影響に対してどう備えるかということです。

例えば異常気象が発生して気温が上がると農作物の育ちが悪くなることがありますが、その対策として行政が品種改良を促進して高温に強い農作物を作る、気象災害の激甚化に備えて防災対策を強化するなどの取組があります。

環境省は、2018 年 12 月 1 日施行の気候変動適応法に基づき、地方公共団体が地域気候変動適応計画を策定・変更する際に参考となるよう「地域気候変動適応計画策定マニュアル」を作成しています。

実行計画に適応策を記載することは義務ではありませんが盛り込んでいただいても結構です。
説明台本＜都道府県職員説明用＞
12 ページをご覧ください。 このスライドでは、気候変動による影響への適応について確認します。 実行計画に適応策を盛り込まれる例が増えてきました。適応策とは、気候変動によって発生する悪影響に対してどう備えるかということです。 例えば異常気象が発生して気温が上がると農作物の育ちが悪くなるがありますが、その対策として行政が品種改良を促進して高温に強い農作物を作る、気象災害の激甚化に備えて防災対策を強化するなどの取組があります。 環境省は、2018 年 12 月 1 日施行の気候変動適応法に基づき、地方公共団体が地域気候変動適応計画を策定・変更する際に参考となるよう「地域気候変動適応計画策定マニュアル」を作成しています。 実行計画に適応策を記載することは義務ではありませんが盛り込んでいただいても結構です。

資料名	地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定・実施について
ページ	13
タイトル	基本情報の整理：⑦区域施策編の位置付け
所要時間(分)	1
マニュアル	地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（本編） P37-P39

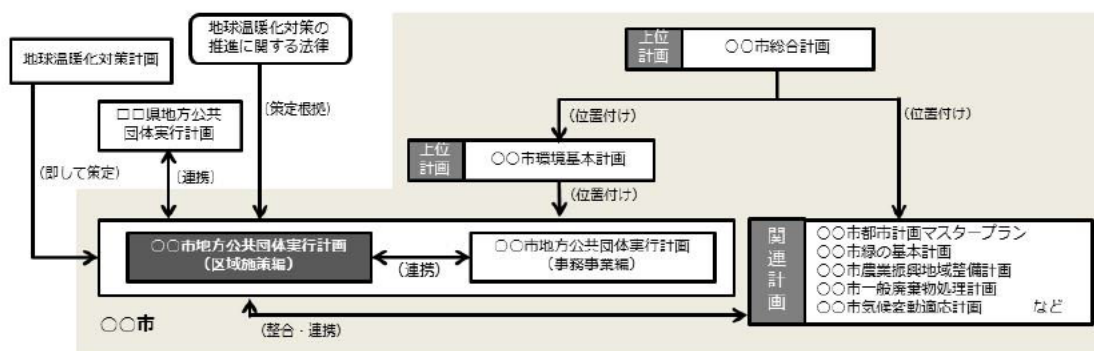
スライドイメージ

Plan 基本情報の整理：⑦区域施策編の位置付け

地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（本編）P37～P39

基本的な考え方

- 都市計画や農業振興地域整備計画その他の温室効果ガスの排出の抑制等に関係のある施策について、当該施策の目的の達成と調和を図りつつ地方公共団体実行計画と連携して温室効果ガスの排出の抑制等が行われるよう配慮するよう定められています（地球温暖化対策推進法第21条第4項）。
- 区域施策編の実効性をより強化し確実なものとするため、他の行政計画等の中に可能な限り地球温暖化対策を位置付けていくよう働きかけることも考えられます。
- とりわけ、総合計画に地球温暖化対策を位置づけることが有効であると考えられます。
- たとえば、下図のようなイメージで区域施策編と他の行政計画等との関係性を整理し、区域施策編の中で明記することが望まれます。



13

説明台本＜環境省説明用＞

13 ページをご覧ください。

このスライドでは、区域施策編の位置付けについて確認します。

区域施策編の実効性を特に強化し確実なものとするためには、区域施策編の上位計画である総合計画や環境基本計画などとの整合を取り、都市計画や交通計画、廃棄物計画などの他分野の計画と連携を取ることが必要です。

とりわけ、総合計画において、地球温暖化対策を明示的に位置づけ、区域施策編との連携を図ることが有効であると考えられます。

説明台本＜都道府県職員説明用＞

13 ページをご覧ください。

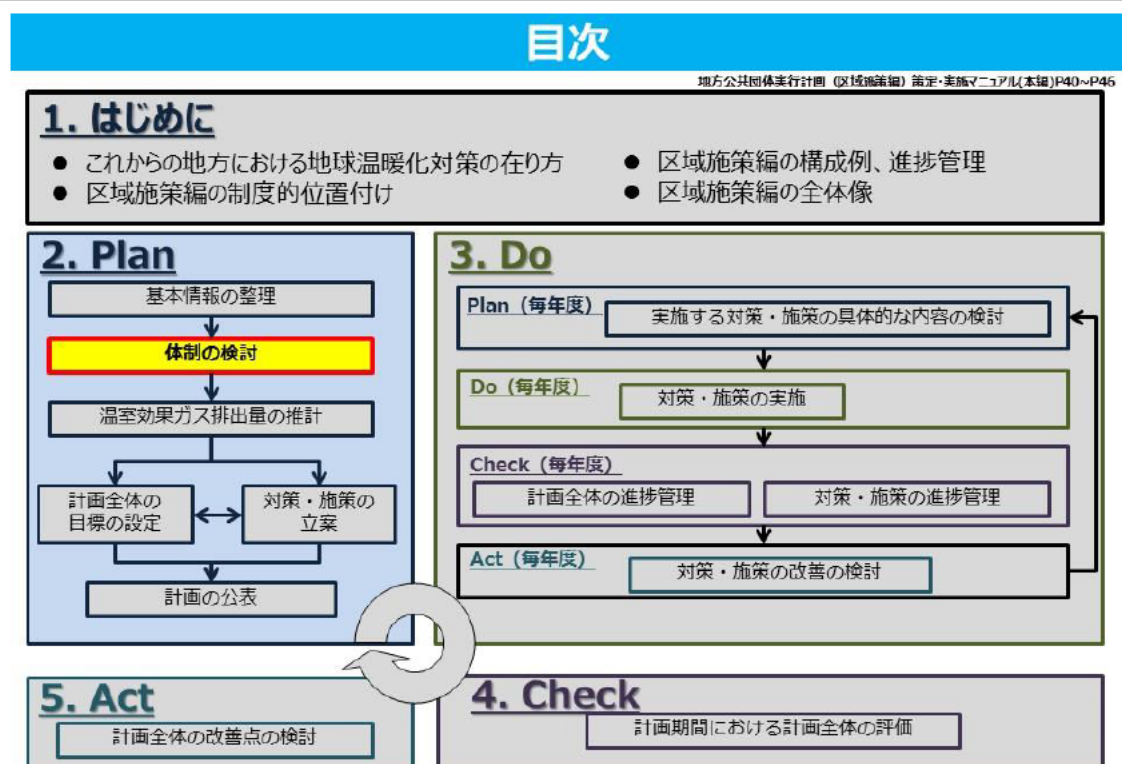
このスライドでは、区域施策編の位置付けについて確認します。

区域施策編の実効性を特に強化し確実なものとするためには、区域施策編の上位計画である総合計画や環境基本計画などとの整合を取り、都市計画や交通計画、廃棄物計画などの他分野の計画と連携を取ることが必要です。

とりわけ、総合計画において、地球温暖化対策を明示的に位置づけ、区域施策編との連携を図ることが有効であると考えられます。

資料名	地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定・実施について
ページ	14
タイトル	目次
所要時間(分)	1
マニュアル	地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（本編）P40-P46

スライドイメージ



14

説明台本＜環境省説明用＞

14 ページをご覧ください。

ここまで、PDCA のうち、Plan の中の、基本情報の整理について確認をしてきました。

以降のスライドでは、この Plan における体制の検討について説明していきます。

説明台本＜都道府県職員説明用＞

14 ページをご覧ください。

ここまで、PDCA のうち、Plan の中の、基本情報の整理について確認をしてきました。

以降のスライドでは、この Plan における体制の検討について説明していきます。

資料名	地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定・実施について
ページ	15
タイトル	体制の検討：事例①庁内連携を工夫した事例
所要時間(分)	1
マニュアル	地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（本編）P40～P42

スライドイメージ

Plan
体制の検討：事例① 庁内連携を工夫した事例

基本的な考え方
地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（本編）P40～P42

- 庁内の体制は、区域施策編の関連計画との連携やコベネフィットの追及を実施していくためにも議論にも対応すべく、横断的な庁内体制を構築、運営していくことが重要であると考えられます。
- 庁外の体制は、多様なステークホルダーを巻き込み、区域の各主体に当事者意識を持ってもらうことが重要であると考えられます。その際には、コベネフィット等も意識して人選すると共に、参加の質を確保することが重要であると考えられます。また、議論を円滑かつ実効的に進めるには、協議・意見反映の仕組みを複層化することも考えられます。

<庁内連携を工夫した事例（栃木県）>

庁内の部局横断組織を構成し、施策の検討を含めて連携した事例。

既存の部局横断組織「推進本部」を活用
（「とちぎ環境立県戦略」の策定時に副知事・部局長にて構成）

関係部局担当者（係長級）へ地方公共団体実行計画の策定意義及び環境部局が検討した施策の柱を説明

関係部局が、総合計画に基づく施策のうち、地球温暖化対策に資する施策を環境部局に提案

「推進本部」にて施策案を決定

地方公共団体実行計画骨子案を作成

出典：栃木県へのヒアリング結果を基に環境省作成

説明台本＜環境省説明用＞

15 ページをご覧ください。

このスライドでは、区域施策編の策定・実施に係る体制について確認します。

庁内外との連携の事例として、庁内の連携を工夫した栃木県の事例について紹介します。

栃木県では、地方公共団体実行計画の骨子案の作成にあたり、既存の部局横断組織である「推進本部」を活用しました。関係部局の担当者に、地方公共団体実行計画の策定意義や環境部局が検討した施策の柱を説明し、関係部局は、地球温暖化対策に資する施策を環境部局に提案して、「推進本部」にて施策案を決定し、地方公共団体実行計画の骨子案が作成されました。

説明台本＜都道府県職員説明用＞

15 ページをご覧ください。

このスライドでは、区域施策編の策定・実施に係る体制について確認します。

庁内外との連携の事例として、庁内の連携を工夫した栃木県の事例について紹介します。

栃木県では、地方公共団体実行計画の骨子案の作成にあたり、既存の部局横断組織である「推進本部」を活用しました。関係部局の担当者に、地方公共団体実行計画の策定意義や環境部局が検討した施策の柱を説明し、関係部局は、地球温暖化対策に資する施策を環境部局に提案して、「推進本部」にて施策案を決定し、地方公共団体実行計画の骨子案が作成されました。

資料名	地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定・実施について
ページ	16
タイトル	体制の検討：事例② 庁外との合意形成を工夫した事例
所要時間(分)	1
マニュアル	地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（本編）P40-P42

スライドイメージ

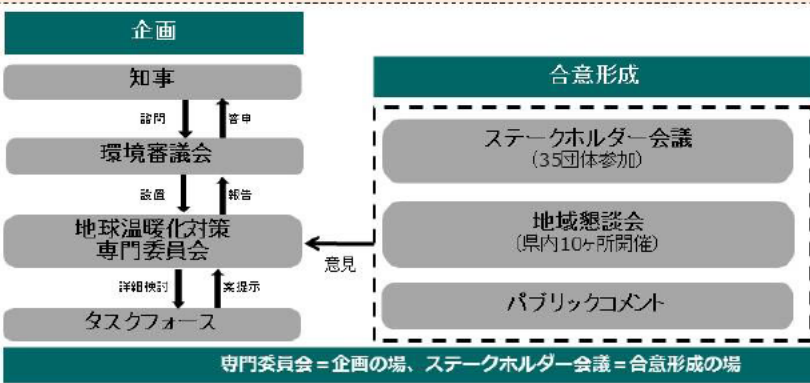
Plan
体制の検討：事例② 庁外との合意形成を工夫した事例

基本的な考え方
地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（本編）P42

- 庁内の体制は、区域施策編の関連計画との連携やコベネフィットの追及を実施していくためにも議論にも対応すべく、横断的な庁内体制を構築、運営していくことが重要であると考えられます。
- 庁外の体制は、多様なステークホルダーを巻き込み、区域の各主体に当事者意識を持ってもらうことが重要であると考えられます。その際には、コベネフィット等も意識して人選すると共に、参加の質を確保することが重要であると考えられます。また、議論を円滑かつ実効的に進めるには、協議・意見反映の仕組みを複層化することも考えられます。

＜庁外との合意形成を工夫した事例（長野県）＞

地方公共団体実行計画（区域施策編）の企画の場（地球温暖化対策専門委員会）と、ステークホルダーとの合意形成の場（ステークホルダー会議）を分けて、進めることで、議論を円滑かつ実効的に進めた事例。



出典：長野県環境エネルギー戦略(平成25年2月)を基に環境者作成

説明台本＜環境省説明用＞

16 ページをご覧ください。

次に、庁外との合意形成の事例として、長野県の事例について紹介します。

長野県では、区域施策編の企画の場である地球温暖化対策専門委員会と、ステークホルダーとの合意形成の場であるステークホルダー会議を分けて進めることで、議論を円滑かつ実効的に進めました。地球温暖化対策専門委員会に外の意見を広く拾い合意形成した事例となっています。

説明台本＜都道府県職員説明用＞

16 ページをご覧ください。

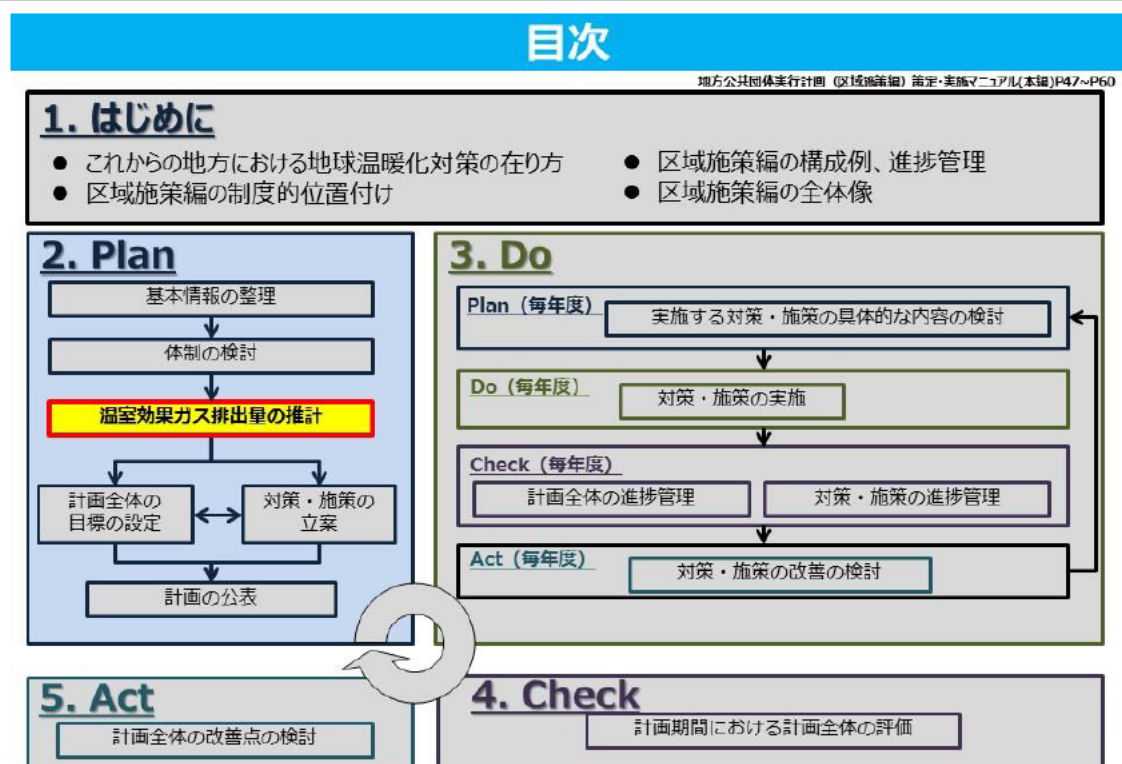
次に、庁外との合意形成の事例として、長野県の事例について紹介します。

長野県では、区域施策編の企画の場である地球温暖化対策専門委員会と、ステークホルダーとの合意形成の場であるステークホルダー会議を分けて進めることで、議論を円滑かつ実効的に進めまし

た。地球温暖化対策専門委員会に外の意見を広く拾い合意形成した事例となっています。

資料名	地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定・実施について
ページ	17
タイトル	目次
所要時間(分)	0.5
マニュアル	地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（本編）P47-P60

スライドイメージ



説明台本＜環境省説明用＞

17 ページをご覧ください。

ここまで、PDCA のうち、Plan の中の、基本情報の整理、体制の検討について確認をしてきました。
以降のスライドでは、Plan における温室効果ガス排出量の推計について説明していきます。

説明台本＜都道府県職員説明用＞

17 ページをご覧ください。

ここまで、PDCA のうち、Plan の中の、基本情報の整理、体制の検討について確認をしてきました。
以降のスライドでは、Plan における温室効果ガス排出量の推計について説明していきます。

資料名	地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定・実施について
ページ	18
タイトル	温室効果ガス排出量の推計：①把握すべき温室効果ガス
所要時間(分)	1
マニュアル	地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（本編） P47-P48

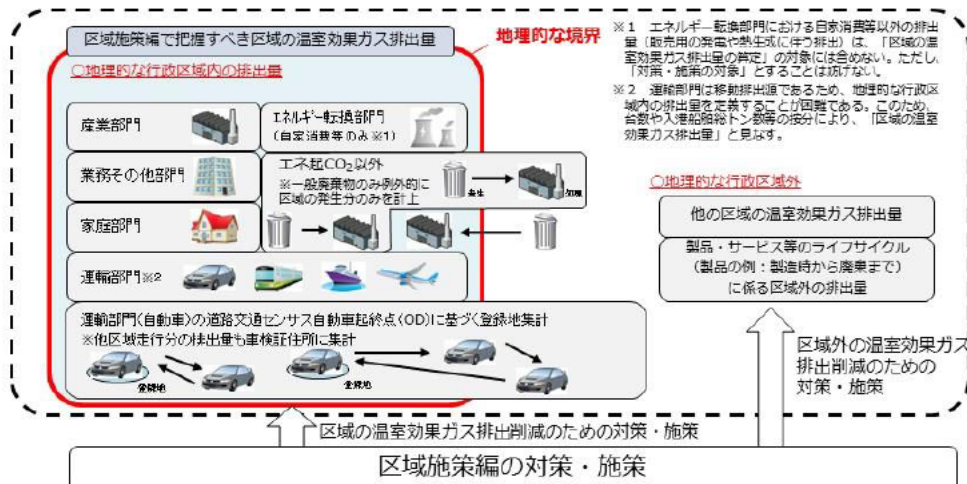
スライドイメージ

Plan 温室効果ガス排出量の推計：①把握すべき温室効果ガス

地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（本編）P47～P48

基本的な考え方

- 把握すべき「区域の温室効果ガス排出量」は、原則として「地理的な行政区域内の排出量のうち、把握可能かつ対策・施策が有効である部門・分野」とします。
- 一方で、区域施策編に定める“対策・施策の範囲”には、地理的な行政区域外の温室効果ガス排出量も対象とすることも考えられます。



18

説明台本＜環境省説明用＞

18 ページをご覧ください。

このスライドでは、区域施策編で把握すべき温室効果ガス排出量について確認します。区域施策編で把握すべき区域の温室効果ガス排出量は、原則として「地理的な行政区域内の排出量のうち、把握可能かつ対策・施策が有効である部門・分野」とします。

「地理的な行政区域内の排出量」とは、地方公共団体の地理的な境界内における温室効果ガスの排出、つまり、人の活動に伴って発生する温室効果ガスを大気中に排出し、放出し若しくは漏出させ、又は他人から供給された電気若しくは熱を使用することによる排出量を指します。

温室効果ガス排出量の推計について、国が推計を行う際には様々な統計を基にしていますが、都道府県や市町村単位で正確に推計を行うことは難しいのが実情です。そのため、できる範囲での推計をしていただきたいと考えております。

説明台本＜都道府県職員説明用＞

18 ページをご覧ください。

このスライドでは、区域施策編で把握すべき温室効果ガス排出量について確認します。

区域施策編で把握すべき区域の温室効果ガス排出量は、原則として「地理的な行政区域内の排出量のうち、把握可能かつ対策・施策が有効である部門・分野」とします。

「地理的な行政区域内の排出量」とは、地方公共団体の地理的な境界内における温室効果ガスの排出、つまり、人の活動に伴って発生する温室効果ガスを大気中に排出し、放出し若しくは漏出させ、又は他人から供給された電気若しくは熱を使用することによる排出量を指します。

温室効果ガス排出量の推計について、国が推計を行う際には様々な統計を基にしていますが、都道府県や市町村単位で正確に推計を行うことは難しいのが実情です。そのため、できる範囲での推計をしていただきたいと考えております。

資料名	地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定・実施について
ページ	19
タイトル	温室効果ガス排出量の推計：②対象とする温室効果ガス
所要時間(分)	1.5
マニュアル	地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（本編） P49-P52

スライドイメージ

Plan

温室効果ガス排出量の推計：②対象とする温室効果ガス

基本的な考え方

地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（本編）P49～P52

○「把握可能かつ対策・施策が有効である部門・分野」は、現況推計のために必要な統計や区域のエネルギー使用量の実績値を取得できるかどうかや、有効な対策・施策を講じられるかどうかを勘案して選択してください。（下の表が地方公共団体の区分により対象とすることが望まれる部門・分野の一覧です。）

○区域の自主性の理解を促進する等の観点から、対象とする部門・分野及び対象としない部門・分野を明示することが望ましいと考えられます。

ガス種	部門・分野	都道府県	政令指定都市	中核市※1	その他の市町村		
エネルギー起源CO ₂	産業部門	製造業	●	●	●		
		建設業・鉱業	●	●	●		
		農林水産業	●	●	●		
	業務その他部門	●	●	●	●		
	家庭部門	●	●	●	●		
	運輸部門	自動車（貨物）	●	●	●	●	
		自動車（旅客）	●	●	●	●	
		鉄道	●	●	●	▲	
		船舶	●	●	●	▲	
		航空	●	●	●	▲	
エネルギー転換部門	●	●	▲	▲			
エネルギー起源CO ₂ 以外のガス	燃料の燃焼分野	燃料の燃焼	●	●	▲	▲	
		自動車走行	●	●	▲	▲	
	工業プロセス分野	●	●	▲	▲		
	農業分野	耕作	●	●	▲	▲	
		畜産	●	▲	▲	▲	
		農業廃棄物	●	●	▲	▲	
	廃棄物分野	焼却処分	一般廃棄物	▲	●※2	●※2	●※2
			産業廃棄物	●	●※2	●※2	●※2
		埋立処分	一般廃棄物	▲	●	▲	▲
			産業廃棄物	●	●※2	●※2	●※2
		工場廃水処理施設	工場廃水処理施設	●	●※2	●※2	●※2
			排水処理	●	●	▲	▲
			上水処理施設	▲	●	▲	▲
			生活排水処理施設	▲	●	▲	▲
		廃燃料使用等	●	●	▲	▲	
	代替プロセス等のス分野※2	●	●	▲	▲		

●：特に把握が推奨される ▲：可能であれば把握が推奨される

※1 中核市には施行指導体制を要します。

※2 2Fについては、●の地方公共団体において「可能であれば把握が推奨される」とします。

※3 産業廃棄物の焼却処分、埋立処分は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年十二月二十五日法律第百三十七号）において定められる政令市以上で「特に把握が推奨される」とします。

※4 工場廃水処理施設における排水処理の区分は、水質汚濁防止法（昭和四十五年十二月二十五日法律第百三十八号）において定められる政令市以上で「特に把握が推奨される」とします。

※5 中核市とその他の市町村は、一般廃棄物の焼却処分から非エネルギーCO₂のみ「特に把握が推奨される」とします。

※6 吸収源対策による吸収量を推計対象とするかどうかは地方公共団体の機軸によりご判断をお願いします。

説明台本＜環境省説明用＞

19 ページをご覧ください。

このスライドでは、対象とする温室効果ガス排出量について確認します。

地方公共団体が確認することができる、もしくは保有しているであろう統計資料に鑑みて、地方公共団体の区分ごとに温室効果ガス排出量を把握する部門・分野を示しています。この一覧どおりに把握することを義務付けているわけではありませんので可能な範囲で把握していただきたいと思います。

説明台本＜都道府県職員説明用＞

19 ページをご覧ください。

このスライドでは、対象とする温室効果ガス排出量について確認します。

地方公共団体が確認することができる、もしくは保有しているであろう統計資料に鑑みて、地方公

共団体の区分ごとに温室効果ガス排出量を把握する部門・分野を示しています。

なお、産業部門とは、製造業、農林水産業、鉱業、建設業におけるエネルギー消費に伴う排出です。総合エネルギー統計の農林水産鉱建設部門及び製造業部門に対応します。

業務その他部門とは、事務所・ビル、商業・サービス施設のほか、他のいずれの部門にも帰属しないエネルギー消費に伴う排出です。総合エネルギー統計の業務他（第三次産業）部門に対応します。

家庭部門とは、家庭におけるエネルギー消費に伴う排出です。自家用自動車からの排出は、「運輸部門（自動車）」で計上します。総合エネルギー統計の家庭部門に対応します。

運輸部門とは、自動車、船舶、航空機、鉄道におけるエネルギー消費に伴う排出です。総合エネルギー統計の運輸部門に対応します。

エネルギー転換部門とは、発電所や熱供給事業所、石油製品製造業等における自家消費分及び送配電ロス等に伴う排出です。産業部門や業務その他部門の自家用発電や自家用蒸気発生は含みません。

エネルギー起源 CO₂ 以外の部門について、燃料の燃焼分野とは、燃料の燃焼及び自動車走行に伴う排出です。

工業プロセス分野とは、工業材料の化学変化に伴う排出です。農業分野とは、水田からの排出及び耕地における肥料の使用による排出（耕作）、家畜の飼育や排泄物の管理に伴う排出（畜産）、農業廃棄物の焼却処分に伴い発生する排出（農業廃棄物）です。

廃棄物分野とは、廃棄物の焼却処分に伴い発生する排出（焼却処分）、廃棄物の埋立処分に伴い発生する排出（埋立処分）、排水処理に伴い発生する排出（排水処理）、廃棄物の焼却、製品の製造の用途への使用及び廃棄物燃料の使用に伴い発生する排出（原燃料使用等）です。

代替フロン等 4 ガス分野とは、金属の生産、代替フロン等の製造、代替フロン等を利用した製品の製造・使用等、半導体素子等の製造等、溶剤等の用途への使用に伴う排出です。

この一覧どおりに把握することを義務付けているわけではありませんので可能な範囲で把握していただきたいと思います。

資料名	地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定・実施について
ページ	20
タイトル	温室効果ガス排出量の推計：③現況推計の計算方法
所要時間(分)	1
マニュアル	地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（本編） P56-P58

スライドイメージ

Plan 温室効果ガス排出量の推計：③現況推計の計算方法

地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（本編）P56～P58

基本的な考え方

- 現況推計は、正確性の観点から、区域のエネルギー使用量や活動量の実績値を活用して行うことが理想的であると考えられます。このため、条例等に基づく温室効果ガス報告書制度や地球温暖化対策計画書制度等を通じて、実績値を把握することも重要かつ有効と考えられます。
- 他方で、実績値が取得困難な場合や、作業の効率化・省力化を図らざるを得ない場合は、統計の炭素量按分による手法を用いて簡易に求めることができます。

統計量の按分の段階	統計量の按分による推計		統計量の按分によらない推計
	実績値がなくても可能な手法	実績値を活用する手法	
1段階按分 (部門の排出量やエネルギー使用量を按分)	カテゴリーA： 全国や都道府県の炭素排出量を部門別活動量で按分する方法 【標準的手法】 都道府県別按分法 【産業部門、業務その他部門、家庭部門】 全国按分法 【運輸部門（自動車、鉄道、船舶）】	カテゴリーC： 一部のエネルギー種（電力、ガス等）の使用量実績値を活用する方法 ※実績が無いエネルギー種は都道府県のエネルギー種別炭素排出量を部門別活動量で按分する。 都道府県別按分法（実績値活用） 【産業部門、業務その他部門、家庭部門】	カテゴリーE： 各部門・分野固有の推計手法 用途別エネルギー種別原単位活用法 【業務その他部門】
	カテゴリーB： 全国や都道府県の炭素排出量を業種別や異なる出典のエネルギー種別で按分する方法 全国業種別按分法 【製造業】 都道府県別エネルギー種別按分法 【家庭部門】 エネルギー種別按分法①② 【運輸部門（航空）】 都道府県別車種別按分法 【運輸部門（自動車）】 事業所別按分法 【運輸部門（鉄道）】	カテゴリーD： 一部のエネルギー種（電力、ガス等）の使用量実績値や事業所排出量を活用する方法 ※実績が無いエネルギー種は業種別や異なる出典のエネルギー種別で按分する。 全国業種別按分法（実績値活用） 【製造業】 都道府県別エネルギー種別按分法（実績値活用） 【家庭部門】 事業所排出量推計法 【産業部門（製造業）、業務その他部門、エネルギー転換部門】	用途別エネルギー種別原単位活用法（実績値活用） 【業務その他部門】 道路交通センサス自動車起終点調査データ活用法 【運輸部門（自動車）】

20

説明台本＜環境省説明用＞

20 ページをご覧ください。

このスライドでは、温室効果ガスの現況推計の計算方法について確認します。

現況推計の計算方法は1つではなく複数の方法があり、計算方法を、統計量の按分の段階と実績値の活用の有無によってカテゴリー別に示しています。実績値が無くても可能な手法のうち、統計量の按分が1段階のものをカテゴリーAとし、統計量の按分が2段階のものをカテゴリーBとします。また、実績値を活用する手法のうち、統計量の按分が1段階のものをカテゴリーCとし、統計量の按分が2段階のものをカテゴリーDとします。さらに、統計量の按分によらない推計をカテゴリーEとします。具体的には、業務その他部門における用途別エネルギー種別原単位活用法と、運輸部門（自動車）における道路交通センサス自動車起終点調査データ活用法がこれに当たります。一番単純な計算方法はカテゴリーAです。策定・実施マニュアル（本編）では、カテゴリーAを、特に初めて区域施策編を策定す

る中核市未満の市町村における標準的手法と位置付けています。全国レベル・都道府県レベルの排出量を市町村別に按分する方法です。カテゴリAに基づく推計は、毎年、環境省において実施しており、市町村別の排出量を支援サイトに掲載しています。按分した数字であるため市町村によっては実情と多少のズレが生じる場合がありますが、排出量の推移や傾向を把握する上で参考にさせていただきたいと考えています。

説明台本＜都道府県職員説明用＞

20 ページをご覧ください。

このスライドでは、温室効果ガスの現況推計の計算方法について確認します。

現況推計の計算方法は1つではなく複数の方法があり、ます。計算方法を、統計量の按分の段階と実績値の活用の有無によってカテゴリ別に示しています。実績値が無くても可能な手法のうち、統計量の按分が1段階のものをカテゴリAとし、統計量の按分が2段階のものをカテゴリBとします。また、実績値を活用する手法のうち、統計量の按分が1段階のものをカテゴリCとし、統計量の按分が2段階のものをカテゴリDとします。さらに、統計量の按分によらない推計をカテゴリEとします。具体的には、業務その他部門における用途別エネルギー種別原単位活用法と、運輸部門（自動車）における道路交通センサス自動車起終点調査データ活用法がこれに当たります。一番単純な計算方法はカテゴリAです。策定・実施マニュアル（本編）では、カテゴリAを、特に初めて区域施策編を策定する中核市未満の市町村における標準的手法と位置付けています。全国レベル・都道府県レベルの排出量を市町村別に按分する方法です。カテゴリAに基づく推計は、毎年、環境省において実施しており、市町村別の排出量を支援サイトに掲載しています。按分した数字であるため市町村によっては実情と多少のズレが生じる場合がありますが、排出量の推移や傾向を把握する上で参考にさせていただきたいと考えています。

資料名	地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定・実施について
ページ	21
タイトル	温室効果ガス排出量の推計：④排出の要因分析
所要時間(分)	1
マニュアル	地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（本編） P60

スライドイメージ

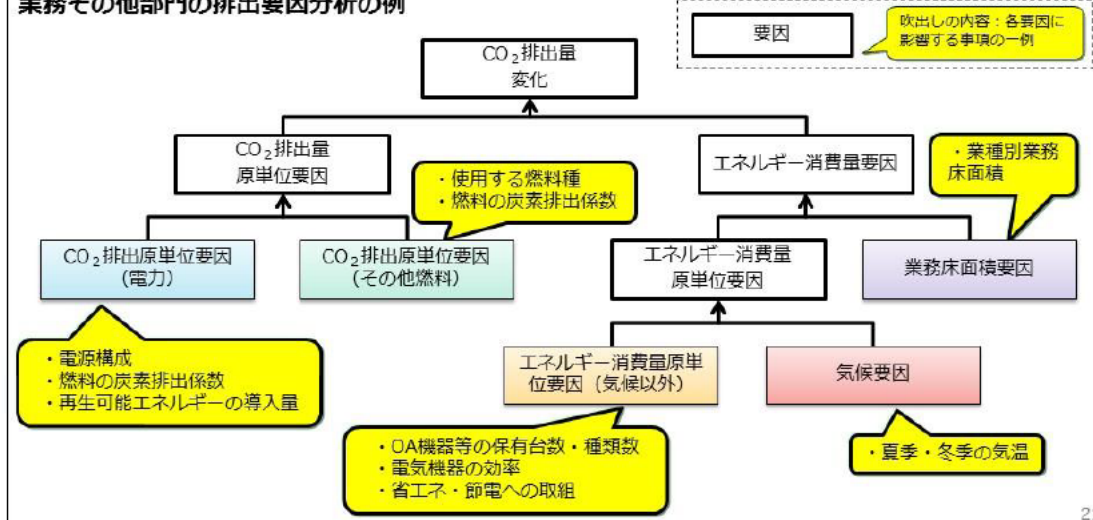
Plan 温室効果ガス排出量の推計：④排出の要因分析

地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（本編）P60

基本的な考え方

- 温室効果ガス排出の要因分析においては、単に部門・分野の割合を把握するだけでなく、「区域の特徴」と合わせて検討することで、より有効な対策・施策の立案につながる分析となります。
- 一例として、下図のように、温室効果ガスの排出量を要因に分解した上で、それぞれの要因に影響する事項を検討し、対策・施策の立案につなげることが考えられます。

業務その他部門の排出要因分析の例



21

説明台本＜環境省説明用＞

21 ページをご覧ください。

このスライドでは、温室効果ガスの要因分析について確認します。

温室効果ガス排出の要因分析においては、単に部門・分野の割合を把握するだけでなく、「区域の特徴」と合わせて検討することで、より有効な対策・施策の立案につながる分析となります。

温室効果ガス排出の要因分析の例として、スライドでは要因を分解して示しています。

CO2 排出量の変化は、原単位要因とエネルギー消費要因の 2 つに大別し、さらにそれぞれの要因に分解をしていくことができます。また、それぞれの要因に対して作用していく要素や採り得る施策の例を検討し、対策・施策につなげることが考えられます。

こうした分析は、あくまでも例にすぎないものであり、この他にも、例えば、地球温暖化対策計画書制度等を通じて得られる知見を通じて、より実態に即した分析を行うことも有効であると考えられます。

説明台本＜都道府県職員説明用＞

21 ページをご覧ください。

このスライドでは、温室効果ガスの要因分析について確認します。

温室効果ガス排出の要因分析においては、単に部門・分野の割合を把握するだけでなく、「区域の特徴」と合わせて検討することで、より有効な対策・施策の立案につながる分析となります。

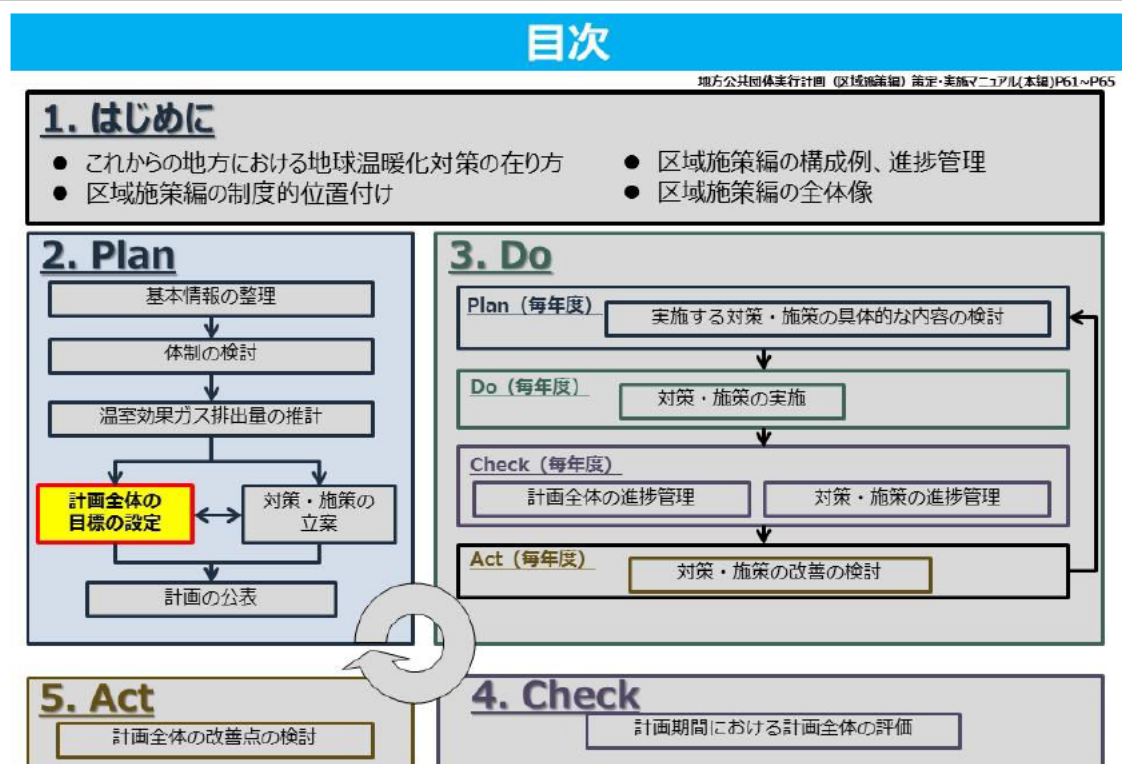
温室効果ガス排出の要因分析の例として、スライドでは要因を分解して示しています。

CO₂ 排出量の変化は、原単位要因とエネルギー消費要因の 2 つに大別し、さらにそれぞれの要因に分解をしていくことができます。また、それぞれの要因に対して作用していく要素や採り得る施策の例を検討し、対策・施策につなげることが考えられます。

こうした分析は、あくまでも例にすぎないものであり、この他にも、例えば、地球温暖化対策計画書制度等を通じて得られる知見を通じて、より実態に即した分析を行うことも有効であると考えられます。

資料名	地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定・実施について
ページ	22
タイトル	目次
所要時間(分)	0.5
マニュアル	地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（本編）P61-P65

スライドイメージ



22

説明台本＜環境省説明用＞

22 ページをご覧ください。

ここまで、PDCA のうち、Plan の中の、基本情報の整理、体制の検討、温室効果ガス排出量の推計について確認をしてきました。

以降のスライドでは、Plan における計画全体の目標の設定について説明していきます。

説明台本＜都道府県職員説明用＞

22 ページをご覧ください。

ここまで、PDCA のうち、Plan の中の、基本情報の整理、体制の検討、温室効果ガス排出量の推計について確認をしてきました。

以降のスライドでは、Plan における計画全体の目標の設定について説明していきます。

資料名	地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定・実施について
ページ	23
タイトル	計画全体の目標の設定：①目標の種類
所要時間(分)	1
マニュアル	地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（本編）P61
スライドイメージ	

Plan 計画全体の目標の設定：①目標の種類

基本的な考え方

地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（本編）P61

- 計画全体に係る目標として、温室効果ガスの総量削減目標は原則として設定します。
- 加えて、温室効果ガス排出量の原単位目標や最終エネルギー消費量の目標、再生可能エネルギーの導入量の目標といった総量削減目標以外の目標も考えられます。
- 対策・施策の目標については、区域施策編の進捗管理の実効性を高める観点、地方公共団体の取組努力を評価する観点等から設定することが望まれます。

計画全体の目標：計画全体に関する目標。

総量削減目標：区域の温室効果ガス排出量の削減目標。地球温暖化対策計画の目標を踏まえて、原則として設定する。

設定方法例：

- ・地球温暖化対策計画の目標に準ずる設定方法
- ・都道府県の区域施策編の目標に準ずる設定方法（市町村のみ）
- ・独自の目標水準による設定方法
- ・対策・施策の削減効果の積上げによる設定方法

その他の計画目標：総量削減目標以外の計画目標。それぞれ利点（市民にとって分かりやすい、電力排出係数に影響されない等）があるため、区域の事情を勘案して設定することが望まれる。

目標の例：

- ・温室効果ガス排出原単位目標
- ・最終エネルギー消費量削減目標
- ・最終エネルギー消費原単位削減目標
- ・再生可能エネルギー導入目標

対策・施策の目標：毎年度の進捗管理及び区域外への削減貢献も含めた地方公共団体の取組を評価するための目標。

対策実施量目標：区域内の各主体の対策実施量に関する目標。モニタリング等により把握できるものについて設定することが望まれる。

施策実施量目標：地方公共団体が行う施策の実施量に関する目標。原則として、全施策に対して施策ごとに設定し、毎年度進捗評価することが望まれる。

区域内貢献

区域外貢献
(任意)

※ここでは、「対策」、「施策」を次のように区別している。

- ・対策：各主体（事業者や住民等。）による温室効果ガス排出抑制のための行動（省エネ機器の導入等）。
- ・施策：地方公共団体が、各主体の行動を促進・誘導し、又は推奨なものとするために講じる措置（法制度、税制、補助金等）。

23

説明台本＜環境省説明用＞

23 ページをご覧ください。

このスライドでは、区域施策編における目標の種類について確認します。

区域施策編の目標としては、図に示すように、大きく分けると、計画全体に係る目標と、盛り込まれる対策・施策の目標という2種類のものが考えられます。

計画全体に係る目標としては、温室効果ガス総量削減目標はもとより、最終エネルギー消費量や再生可能エネルギー導入目標などを目標とすることも望まれます。これらの目標は、総量削減目標を補完するものとして、地方公共団体の事情に応じて追加的に設定することが望まれます。それぞれの目標は、部門・分野別に設定することも考えられます。

区域全体の排出量を推計することは難しい側面もあるため、地方公共団体が取り組む事項についての目標として対策実施量目標、施策実施量目標があり、進捗管理に活用することができます。

説明台本＜都道府県職員説明用＞

23 ページをご覧ください。

このスライドでは、区域施策編における目標の類型について確認します。

区域施策編の目標としては、図に示すように、大きく分けると、計画全体に係る目標と、盛り込まれる対策・施策の目標という2種類のものが考えられます。

計画全体に係る目標としては、温室効果ガス総量削減目標はもとより、最終エネルギー消費量や再生可能エネルギー導入目標などを目標とすることも望まれます。これらの目標は、総量削減目標を補完するものとして、地方公共団体の事情に応じて追加的に設定することが望まれます。それぞれの目標は、部門・分野別に設定することも考えられます。

区域全体の排出量を推計することは難しい側面もあるため、地方公共団体が取り組む事項についての目標として対策実施量目標、施策実施量目標があり、進捗管理に活用することができます。

資料名	地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定・実施について
ページ	24
タイトル	計画全体の目標の設定：②総量削減目標の設定方法
所要時間(分)	1
マニュアル	地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（本編）P62-P63

スライドイメージ

Plan 計画全体の目標の設定：②総量削減目標の設定方法

地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（本編）P62～P63

基本的な考え方

- 温室効果ガス総量削減目標の設定方法は、大きく「対策・施策の削減効果の積み上げによる設定方法」、「地球温暖化対策計画の目標を踏まえて設定する方法」、「都道府県の区域施策編の目標を踏まえて設定する方法（市町村のみ）」、「より長期の目標からバックキャストで設定する方法」の4つに分類しています。
- それぞれの概要とメリット、デメリットについては下表のとおりです。

分類	設定方法	メリット	デメリット
対策・施策の削減効果の積み上げによる設定方法	部門・分野別に対策・施策を設定し、その削減効果を基準年度における温室効果ガス排出量から積み上げて総量目標とする。	・ 積み上げによる目標水準の根拠を持てる。 ・ 総量目標が、対策・施策目標と定量的に整合する。	・ 削減効果を定量化できない対策・施策がある。 ・ 国や都道府県の対策・施策効果との重複の扱いが困難である。
	部門・分野別に対策・施策を設定し、その削減効果を目標年度におけるBAU排出量から積み上げて総量目標とする。	・ 積み上げによる目標水準の根拠を持てる。 ・ 総量目標が、対策・施策目標と定量的に整合する。 ・ 目標年度における人口の増減等を踏まえた目標となる。	・ 削減効果を定量化できない対策・施策がある。 ・ 国や都道府県の対策・施策効果との重複の扱いが困難である。 ・ BAUケースの温室効果ガス排出量の推計を行う必要があり、手間がかかる。
地球温暖化対策計画の目標を踏まえて設定する方法	地球温暖化対策計画の基準年度比目標（2030年度に2013年度比26.0%減（2005年度比25.4%減））を踏まえて設定する。	・ 簡易に設定できる。	・ 区域の排出量の部門・分野構成比を反映できない。 ・ 国全体と区域で産業構造等社会条件が異なっている点が反映されない。 ・ （2030年度のBAUを反映できない）
	地球温暖化対策計画の基準年度比部門・分野別の排出量の目安を踏まえて設定する。	・ 区域の部門・分野別の排出量の差異に対応できる。 ・ 簡易に設定できる。	・ 国全体と区域で産業構造等社会条件が異なっている点が反映されない。 ・ （2030年度のBAUを反映できない）
都道府県の区域施策編の目標を踏まえて設定する方法（市町村のみ）	都道府県の区域施策編の基準年度に対する目標年度の削減率、2030年度BAU比部門・分野別目標等を踏まえて設定する。（市町村のみ）	・ 簡易に設定できる。	・ 都道府県が独自に総量目標を設定している時のみ活用可能。 ・ 都道府県全体と区域で産業構造等社会条件が異なっている点が反映されない。
より長期の目標からバックキャストで設定する方法	より長期の目標を想定し、目標年度にどの程度の目標水準が必要か逆算して設定する。	・ 長期的な展望を踏まえた目標設定ができる。	・ より長期の目標設定が必要。（地球温暖化対策計画では、2050年度に80%削減を掲げている。）

24

説明台本＜環境省説明用＞

24 ページをご覧ください。

このスライドでは、区域施策編における目標の類型について確認します。

策定・実施マニュアル（本編）では総量削減目標の設定方法について、表に示すように、「対策・施策の削減効果の積み上げによる設定方法」、「地球温暖化対策計画の目標を踏まえて設定する方法」、「都道府県の区域施策編の目標を踏まえて設定する方法」、「より長期の目標からバックキャストで設定する方法」の4つに分類しています。

これらの具体的な設定方法については、地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアルの「算定手法編」に記載していますが、総量削減目標の設定は、方法によって事務事業編同様にメリット、デメリットがあります。環境省として特定の方法を義務付けるとすることはしていません。国の計画に合わせて、例えば国の目標である26%削減に合わせて26%削減を目標にすること

も考えられますし、更に 1 %上乗せして 27%削減を目指すという目標設定も考えられます。特に、初めて区域施策編を策定する場合などは、このような目標設定方法でも良いと考えております。

説明台本〈都道府県職員説明用〉

24 ページをご覧ください。

このスライドでは、区域施策編における目標の類型について確認します。

策定・実施マニュアル（本編）では総量削減目標の設定方法について、表に示すように、「対策・施策の削減効果の積上げによる設定方法」、「地球温暖化対策計画の目標を踏まえて設定する方法」、「都道府県の区域施策編の目標を踏まえて設定する方法」、「より長期の目標からバックキャストで設定する方法」の 4 つに分類しています。

これらの具体的な設定方法については、地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアルの「算定手法編」に記載していますが、総量削減目標の設定は、方法によって事務事業編同様にメリット、デメリットがあります。環境省として特定の方法を義務付けるということはしていません。国の計画に合わせて、例えば国の目標である 26%削減に合わせて 26%削減を目標にすることも考えられますし、更に 1 %上乗せして 27%削減を目指すという目標設定も考えられます。特に、初めて区域施策編を策定する場合などは、このような目標設定方法でも良いと考えております。

資料名	地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定・実施について
ページ	25
タイトル	計画全体の目標の設定：②総量削減目標以外の計画目標
所要時間(分)	1
マニュアル	地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（本編）P64

スライドイメージ

Plan

計画全体の目標の設定：②総量削減目標以外の計画目標

地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（本編）P64

基本的な考え方

- 総量削減目標以外に考えられる計画目標の例について、下表に示します。地方公共団体が管理できる指標に関する目標や地域のステークホルダーに示しやすい目標についても設定することは、区域施策編の実効性を高めることにつながるため、地方公共団体の事情に合わせて設定することが望まれます。
- これらのほか、CASBEE-都市（一般財団法人建築環境・省エネルギー機構）によるCO₂排出量当たりの都市の環境性能の評価による、経済や社会等のコベネフィット評価を加味した目標等も考えられます。

計画目標の種類	目標の概要	特徴
温室効果ガス排出量原単位目標	人口、床面積、生産量といった活動量当たりの温室効果ガス排出量目標	・市民等にとって成果がわかりやすい。 ・区域の活動量の増減に関わらず、例えば人口当たりの努力の評価が容易にできる。
最終エネルギー消費量目標	区域の最終エネルギー消費量の目標	・電力等の排出係数の増減に影響されることなく、省エネルギーに関する需要家の取組の評価が可能。
最終エネルギー消費原単位目標	人口、床面積、生産量といった活動量当たりの最終エネルギー消費量目標	電力等の排出係数の増減に影響されることなく、省エネに関する需要家の取組の評価が可能。 ・市民等にとって成果がわかりやすい。 ・区域の活動量の増減に関わらず、例えば人口当たりの努力の評価が容易にできる。
再生可能エネルギー導入量目標	区域の再生可能エネルギーの導入量の目標	・取組の定量的な評価が可能。 ※ゾーニング等の手法を用いることで、再生可能エネルギーのより適切な導入が図られる。

25

説明台本＜環境省説明用＞

25 ページをご覧ください。

このスライドでは、計画全体の目標について確認します。

区域施策編で総量削減目標を設定しても、市民にとっては実感が湧きにくいという声を聞くことがあります。例えば総量削減目標以外の目標として、市民一人当たり排出量、最終エネルギー消費量、最終エネルギー消費量の原単位、再生可能エネルギー導入量を目標にする方法があります。このような目標設定により、省エネに対する行動を促す効果もあると考えています。

説明台本＜都道府県職員説明用＞

25 ページをご覧ください。

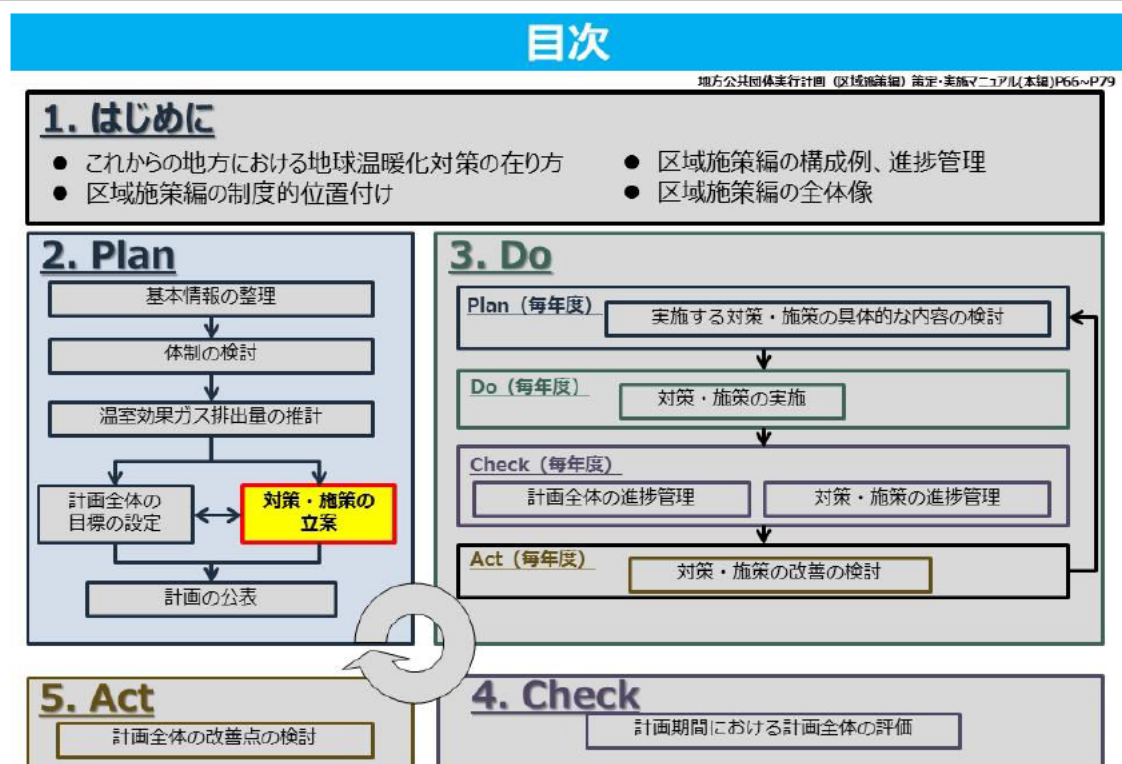
このスライドでは、計画全体の目標について確認します。

区域施策編で総量削減目標を設定しても、市民にとっては実感が湧きにくいという声を聞くことがあります。例えば総量削減目標以外の目標として、市民一人当たり排出量、最終エネルギー消費量、

最終エネルギー消費量の原単位、再生可能エネルギー導入量を目標にする方法があります。このような目標設定により、省エネに対する行動を促す効果もあると考えています。

資料名	地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定・実施について
ページ	26
タイトル	目次
所要時間(分)	0.5
マニュアル	地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（本編）P66-P79

スライドイメージ



26

説明台本＜環境省説明用＞

26 ページをご覧ください。

以降のスライドでは、Plan における対策・施策の立案について説明していきます。

26 ページをご覧ください。

以降のスライドでは、Plan における対策・施策の立案について説明していきます。

なお、対策とは、各主体（事業者や住民等）による温室効果ガス排出抑制等のための行動のことを表します。例えば、省エネ機器の導入は対策です。一方で、施策とは、地方公共団体が、各主体の行動を促進・誘導し、又は確実なものとするために講じる措置を表します。例えば、制度、税制、補助金は施策です。

資料名	地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定・実施について
ページ	27
タイトル	対策・施策の立案：①対策・施策の立案の流れ
所要時間(分)	1
マニュアル	地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（本編） P67

スライドイメージ

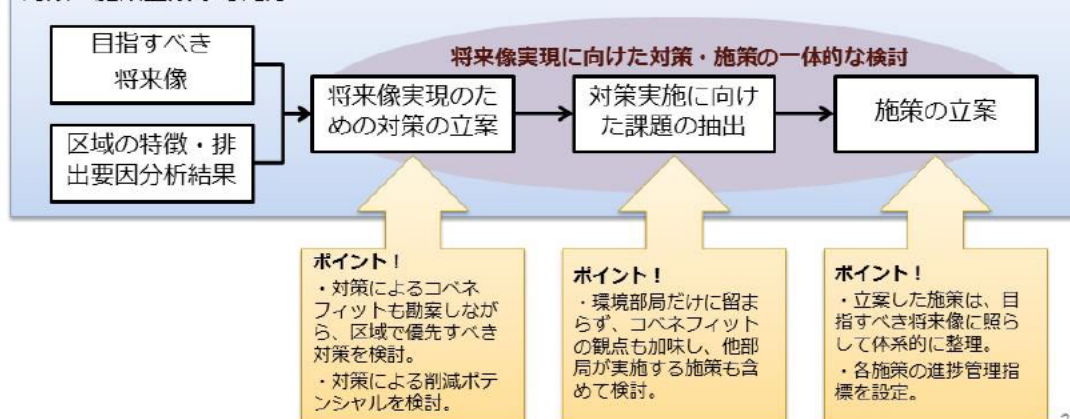
Plan 対策・施策の立案：①対策・施策の立案の流れ

地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（本編）P67

基本的な考え方

- 対策の検討に当たっては、現況推計やBAUケース推計、排出要因分析等の結果及び区域の総合的な目標から、対策によるコベネフィットも勘案しながら、区域で優先的に実施する対策を検討すべきです。
- 対策の立案・実施においては、国の役割や区域の各主体に期待する役割も勘案した上で、地方公共団体として講じる施策について考えるべきです。
- さらに、区域における温室効果ガスの削減ポテンシャルを検討することで、対策実施量目標の設定や総量削減目標の積上げを行うことができ、より実効的な計画とすることができます。

対策・施策立案の考え方



27

説明台本＜環境省説明用＞

27 ページをご覧ください。

このスライドでは、対策について確認します。

対策の検討に当たっては、現況推計や BAU ケース推計、排出要因分析等の結果及び区域の総合的な目標から、対策によるコベネフィットも勘案しながら、区域で優先的に実施する対策を検討すべきです。

対策の立案・実施においては、国の役割や区域の各主体に期待する役割も勘案した上で、地方公共団体として講じる施策について考えるべきです。図に対策・施策立案の考え方に関するフロー図を示しています。

さらに、区域における温室効果ガスの削減ポテンシャルを検討することで、対策実施目標の設定や総量削減目標の積上げを行うことができ、より実効的な計画とすることができます。

す。
説明台本＜都道府県職員説明用＞
27 ページをご覧ください。 このスライドでは、対策について確認します。 対策の検討に当たっては、現況推計や、今後追加的な対策を見込まないまま推移した場合の将来の温室効果ガス排出量を表す BAU ケース推計、排出要因分析等の結果及び区域の総合的な目標から、対策によるコベネフィットも勘案しながら、区域で優先的に実施する対策を検討すべきです。 対策の立案・実施においては、国の役割や区域の各主体に期待する役割も勘案した上で、地方公共団体として講じる施策について考えるべきです。図に対策・施策立案の考え方に関するフロー図を示しています。 さらに、区域における温室効果ガスの削減ポテンシャルを検討することで、対策実施目標の設定や総量削減目標の積上げを行うことができ、より実効的な計画とすることができます。

資料名	地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定・実施について
ページ	28
タイトル	対策・施策の立案：② 4つの施策分野
所要時間(分)	1
マニュアル	地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（本編） P68-P76

スライドイメージ

Plan 対策・施策の立案：② 4つの施策分野

地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（本編）P68～P76

基本的な考え方

○ 区域施策編における施策の立案に当たって考慮すべき事項は以下が考えられます。

- ① 前スライドで検討した取り組むべき対策を促進・誘導し、又は確実なものとするための施策。
- ② 地球温暖化対策推進法第21条における「4つの施策分野」に関する施策。
- ③ 地球温暖化対策計画第3章における「地方公共団体が講ずべき措置等に関する基本的事項」に規定された施策。
- ④ 他部局において、地球温暖化対策を主たる目的としないが、コベネフィットの観点から地球温暖化対策につながる施策。

※ 下図は上記②を円形で示し、また③の各施策を四角囲みで示します。なお、④については次スライドを参照。

○ また、地方公共団体の規模別に期待される内容として、都道府県には管内の市町村における取組の優良事例の情報収集と他の市町村への普及促進、市町村への技術的助言や人材育成の支援等の措置や制度の設計・運用、市町村には具体の事業の支援が挙げられます。

説明台本＜環境省説明用＞

28 ページをご覧ください。

このスライドでは、施策について確認します。

温室効果ガス排出抑制などに関する施策には、スライドの図に示したとおり、再生可能エネルギーの利用促進、区域の事業者・住民の活動促進、地域環境の整備及び改善、循環型社会の形成、の4つの分野があります。これらの施策の中から、実施できそうな施策を検討し実施していただきたいと考えています。また、施策による市民へのメリットという視点でも検討を加え、そのメリットを強調していくことが必要です。また、施策を実施する上では関連する補助金も活用していただきたいと考えています。

説明台本＜都道府県職員説明用＞

28 ページをご覧ください。

このスライドでは、施策について確認します。

温室効果ガス排出抑制などに関する施策には、スライドの図に示したとおり、再生可能エネルギーの利用促進、区域の事業者・住民の活動促進、地域環境の整備及び改善、循環型社会の形成、の4つの分野があります。これらの施策の中から、実施できそうな施策を検討し実施していただきたいと考えています。また、施策による市民へのメリットという視点でも検討を加え、そのメリットを強調していく必要があります。また、施策を実施する上では関連する補助金も活用していただきたいと考えています。

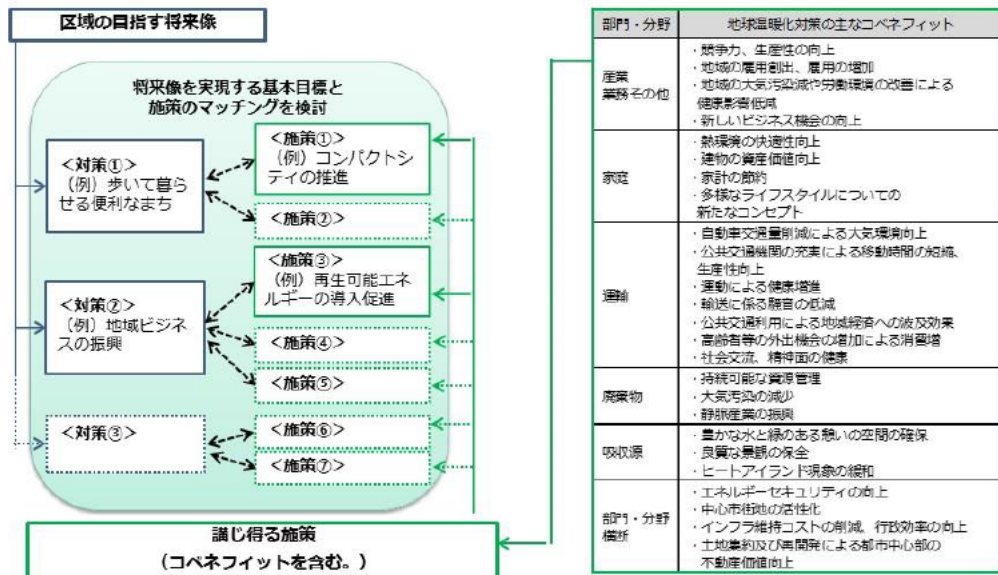
資料名	地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定・実施について
ページ	29
タイトル	対策・施策の立案：③対策・施策のつながり
所要時間(分)	1
マニュアル	地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（本編）P77
スライドイメージ	

Plan 対策・施策の立案：③対策・施策のつながり

基本的な考え方

地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（本編）P77

- 地方公共団体としての重点施策を明確にするとともに、個々の施策の意義・位置づけに対する各主体の理解を増進するため、対策・施策のつながりを体系的に整理することが重要です。
- 対策・施策の体系的整理に当たっては、それぞれのコベネフィットも意識するとともに、区域の目指す将来像との関連も示すことが望まれます。



29

説明台本＜環境省説明用＞

29 ページをご覧ください。

このスライドでは、対策と施策の体系的な整理について確認します。

地方公共団体としての重点施策を明確にするとともに、個々の施策の意義・位置づけに対する各主体の理解を増進するため、対策・施策のつながりを体系的に整理することが重要です。

個々の施策を単に列挙・羅列しただけでは、それぞれの施策の意味合いや重要性が分かりにくい面があるため、庁内の整理のためにも、住民等の理解を増進するためにも、それぞれの施策が、どのような役割を持ち、どのように関連しているかを可能な限り体系的に整理して示すことが重要です。

対策・施策を体系的に整理する際、例えば「歩いて暮らせる便利なまちづくり」や「地域ビジネスの振興」など、市民に分かりやすく体系化することが必要です。また、区域の目指す将来像との結び付きを示すことも重要です。

説明台本＜都道府県職員説明用＞

29 ページをご覧ください。

このスライドでは、対策と施策の体系的な整理について確認します。

地方公共団体としての重点施策を明確にするとともに、個々の施策の意義・位置づけに対する各主体の理解を増進するため、対策・施策のつながりを体系的に整理することが重要です。

個々の施策を単に列挙・羅列しただけでは、それぞれの施策の意味合いや重要性が分かりにくい面があるため、庁内の整理のためにも、住民等の理解を増進するためにも、それぞれの施策が、どのような役割を持ち、どのように関連しているかを可能な限り体系的に整理して示すことが重要です。

対策・施策を体系的に整理する際、例えば「歩いて暮らせる便利なまちづくり」や「地域ビジネスの振興」など、市民に分かりやすく体系化することが必要です。また、区域の目指す将来像との結び付きを示すことも重要です。

資料名	地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定・実施について
ページ	30
タイトル	対策・施策の立案：④対策・施策の評価
所要時間(分)	1
マニュアル	地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（本編）P78-P79

スライドイメージ

Plan 対策・施策の立案：④対策・施策の評価

基本的な考え方

地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（本編）P78～P79

- 個々の対策・施策について、温室効果ガスの削減効果を定量的に評価することは、必ずしも容易ではありません。また、対策・施策の種類・内容によっては、実施から効果の発現・確認までに長期を要するものも考えられます。
- そのため、個々の対策・施策について、温室効果ガス排出削減量とは別個に定量的な進捗管理目標を設けることで、地方公共団体としての取組状況を明確なものとし、定期的な評価・改善に活用するべきです。

部門	施策例	進捗管理指標例
産業・業務その他部門	事業者計画書制度の活用	大規模排出事業者の温室効果ガス総排出量
	公共施設における低炭素電力の選択（地方公共団体による率先的取組）	公共施設全体の電力排出係数
	企業の省エネ取組への技術支援・認証等	環境マネジメントシステム登録事業者数
	環境保全活動（省エネ行動）表彰制度	表彰制度応募団体数
	エネルギーマネジメントシステムの普及促進	BEMS、FEMS等普及率
	省エネ診断	省エネ診断実施件数
	設備導入補助	再エネによる発電設備容量
家庭部門	建築物計画書制度	省エネ基準適合の建築数
	家庭の省エネ診断	家庭の省エネ診断実施件数
	屋根貸し事業	太陽光発電・太陽熱利用設備設置世帯数
運輸部門	建築物計画書制度	長期優良住宅認定件数
	低炭素型住宅（断熱等）の情報啓発、性能表示	低炭素型住宅の性能表示数
	エコドライブ講習の実施	エコドライブ講習会修了者数
	次世代自動車の普及促進	次世代自動車普及割合
廃棄物分野	個人車より公共交通利用を促進する街づくり政策の導入、誘導	公共交通利用者数
	廃棄物発生抑制	廃棄物発生量
吸収源	廃棄物資源化の促進	廃棄物のリサイクル率
	森林経営活動の促進	育成林における森林経営活動の実施された面積
部門・分野横断	植林活動の促進	植林活動の実施された面積
	環境教育・人材育成	環境講座実施件数
	地球温暖化対策に関する普及啓発	地球温暖化対策に関する地域イベント開催回数

30

説明台本＜環境省説明用＞

30 ページをご覧ください。

このスライドでは、対策と施策の体系的な整理について確認します。

地球温暖化対策計画においては、温室効果ガスの排出削減、吸収等に関する対策の評価方法に関しては、同計画において講ずることとしている温室効果ガスの排出の抑制等に関する各種対策について、対策ごとに評価の対象とする指標を定めることとし、本評価時には、当該指標に基づいて評価することを徹底していくこととしています。

また、個別の対策が効果を上げるためには、政府の施策だけでなく、その対策に関わる各主体が積極的な取組を行うことが不可欠であり、そうした取組を促していく観点から、本計画に掲げた対策ごとに関連する主体の取組の状況について可能な限り定量的に把握するとしています。

区域施策編においても、掲げられる個々の対策・施策について、温室効果ガスの削減効果を定量的

に評価することは、必ずしも容易ではありません。また、対策・施策の種類・内容によっては、実施から効果の発現・確認までに長期を要するものも考えられます。

そのため、個々の対策・施策について、表に示すように温室効果ガス排出削減量とは別個に定量的な進捗管理目標を設けることで、地方公共団体としての取組状況を明確なものとし、定期的な評価・改善に活用すべきと考えています。

説明台本〈都道府県職員説明用〉

30 ページをご覧ください。

このスライドでは、対策と施策の体系的な整理について確認します。

地球温暖化対策計画においては、温室効果ガスの排出削減、吸収等に関する対策の評価方法に関しては、同計画において講ずることとしている温室効果ガスの排出の抑制等に関する各種対策について、対策ごとに評価の対象とする指標を定めることとし、本評価時には、当該指標に基づいて評価することを徹底していくこととしています。

また、個別の対策が効果を上げるためには、政府の施策だけでなく、その対策に関わる各主体が積極的な取組を行うことが不可欠であり、そうした取組を促していく観点から、本計画に掲げた対策ごとに関連する主体の取組の状況について可能な限り定量的に把握するとしています。

区域施策編においても、掲げられる個々の対策・施策について、温室効果ガスの削減効果を定量的に評価することは、必ずしも容易ではありません。また、対策・施策の種類・内容によっては、実施から効果の発現・確認までに長期を要するものも考えられます。

そのため、個々の対策・施策について、表に示すように温室効果ガス排出削減量とは別個に定量的な進捗管理目標を設けることで、地方公共団体としての取組状況を明確なものとし、定期的な評価・改善に活用すべきと考えています。

資料名	地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定・実施について
ページ	31
タイトル	目次
所要時間(分)	0.5
マニュアル	地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（本編）P80
スライドイメージ	

目次

地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（本編）P80

1. はじめに

- これからの地方における地球温暖化対策の在り方
- 区域施策編の制度的位置付け
- 区域施策編の構成例、進捗管理
- 区域施策編の全体像

2. Plan

```

          graph TD
            A[基本情報の整理] --> B[体制の検討]
            B --> C[温室効果ガス排出量の推計]
            C --> D[計画全体の目標の設定]
            C --> E[対策・施策の立案]
            D <--> E
            D --> F[計画の公表]
            E --> F
          
```

3. Do

```

          graph TD
            A[Plan（毎年度）  
実施する対策・施策の具体的な内容の検討] --> B[Do（毎年度）  
対策・施策の実施]
            B --> C[Check（毎年度）  
計画全体の進捗管理  
対策・施策の進捗管理]
            C --> D[Act（毎年度）  
対策・施策の改善の検討]
            D --> A
          
```

4. Check

計画期間における計画全体の評価

5. Act

計画全体の改善点の検討

31

説明台本＜環境省説明用＞

31 ページをご覧ください。
 以降のスライドでは、Plan における計画の公表について説明していきます。

説明台本＜都道府県職員説明用＞

31 ページをご覧ください。
 以降のスライドでは、Plan における計画の公表について説明していきます。

資料名	地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定・実施について
ページ	32
タイトル	区域施策編の公表
所要時間(分)	1
マニュアル	地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（本編）P80
スライドイメージ	

Plan

区域施策編の公表

地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（本編）P80

基本的な考え方

○ 地球温暖化対策推進法第21 条第8 項において、都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならないと定められており、同法第21 条第9 項において、この規定は、地方公共団体実行計画の変更について準用することとされています。

○ また、同法第21 条第10 項においては、都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況を公表しなければならないと規定されています。

○ これらの規定に基づく区域施策編の公表については、区域施策編の策定が義務付けられている都道府県、指定都市等のみならず、中核市未満の市町村においても同様に実施されることが期待されます。

（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10 年法律第117 号）（抄））

（地方公共団体実行計画等）

第二十一条（略）

2～7（略）

8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。

9 第五項から前項までの規定は、地方公共団体実行計画の変更について準用する。

10 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況を公表しなければならない。

11、12（略）

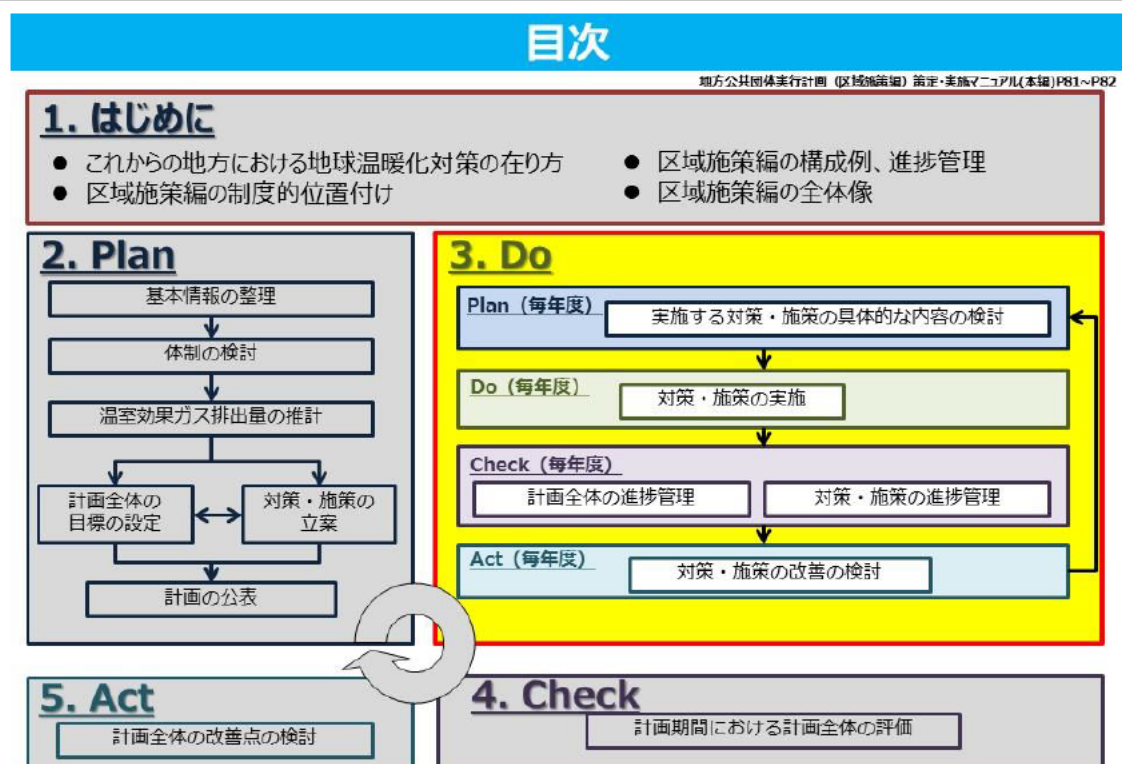
32

説明台本＜環境省説明用＞
32 ページをご覧ください。 このスライドでは、Plan における計画の公表を確認していきます。 地球温暖化対策推進法第 21 条第 8 項において、都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならないと定められており、同法第 21 条第 9 項において、この規定は、地方公共団体実行計画の変更について準用することとされています。 また、同法第 21 条第 10 項においては、都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況を公表しなければならないと規定されています。 これらの規定に基づく区域施策編の公表については、区域施策編の策定が義務付けられている都道府県、指定都市等のみならず、中核市未満の市町村においても同様に実施されることが期待され

ます。
説明台本＜都道府県職員説明用＞
32 ページをご覧ください。 以降のスライドでは、Plan における計画の公表について説明していきます。 地球温暖化対策推進法第 21 条第 8 項において、都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならないと定められており、同法第 21 条第 9 項において、この規定は、地方公共団体実行計画の変更について準用することとされています。 また、同法第 21 条第 10 項においては、都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況を公表しなければならないと規定されています。 これらの規定に基づく区域施策編の公表については、区域施策編の策定が義務付けられている都道府県、指定都市等のみならず、中核市未満の市町村においても同様に実施されることが期待されます。

資料名	地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定・実施について
ページ	33
タイトル	区域施策編の PDCA の全体像
所要時間(分)	0.5
マニュアル	地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（本編）P81-P82

スライドイメージ



説明台本＜環境省説明用＞

33 ページをご覧ください。

以降のスライドでは、PDCA の D、区域施策編の実施について説明していきます。

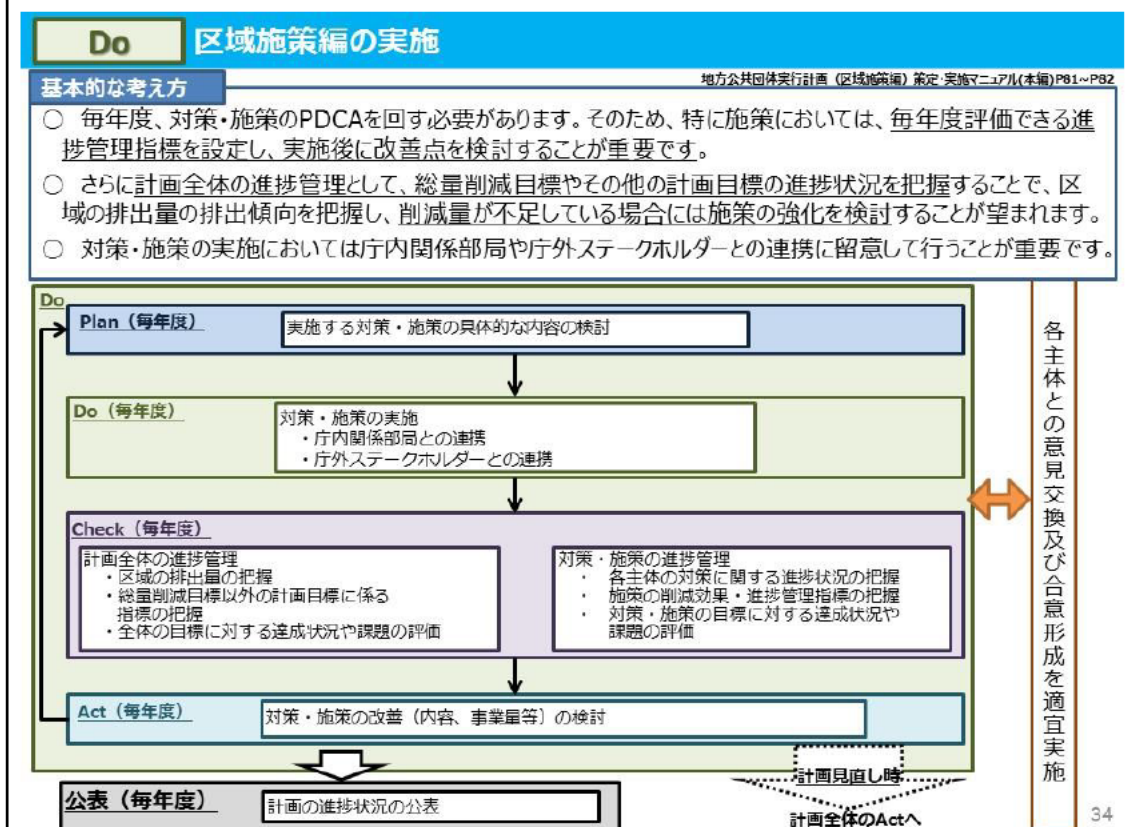
説明台本＜都道府県職員説明用＞

33 ページをご覧ください。

以降のスライドでは、PDCA の D、区域施策編の実施について説明していきます。

資料名	地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定・実施について
ページ	34
タイトル	区域施策編の実施
所要時間(分)	1
マニュアル	地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（本編） P81-P82

スライドイメージ



説明台本＜環境省説明用＞

34 ページをご覧ください。

このスライドでは、区域施策編の実施について確認します。

区域施策編の実施は事務事業編と同じ要領です。PDCA サイクルを回しながら取り組んでいただきます。策定、実施、評価、改定の全ての段階で、ステークホルダーと意見交換をして合意形成をしながら進めていっていただきたいと考えています。

また、区域施策編全体の進捗管理の観点から、区域の温室効果ガス排出量や総量削減目標以外の計画目標に係る指標について把握するとともに、計画全体の目標に対する達成状況や課題の評価も行います。

加えて、対策・施策の進捗管理の観点からは、各主体の対策に関する進捗状況、施策の削減効果・進捗管理指標に照らして、個々の対策・施策の達成状況や課題の評価も行います。

これらの評価を基に、対策・施策の改善（内容、事業量等）に向けた検討を行います。以上の結果を踏まえて、都道府県及び指定都市等は、地球温暖化対策推進法第 21 条第 10 項に基づき、毎年一回、区域施策編に基づく施策の実施の状況を公表します。

地球温暖化対策計画においては、同計画において講ずることとしている温室効果ガスの排出の抑制等に関する対策ごとに評価のための指標を定めることとし、当該指標に基づいて評価することを徹底していくこととしています。

また、個別の対策が効果を上げるためには、政府の施策だけでなく、その対策に関わる各主体が積極的な取組を行うことが不可欠であり、そうした取組を促していく観点から、本計画に掲げた対策ごとに関連する主体の取組の状況について可能な限り定量的に把握するとしています。

こうした考え方を踏まえれば、地方公共団体において、例えば、地球温暖化対策計画書制度等を整備・運用すること等により、事業者の取組の状況について可能な限り定量的に把握することも重要であると考えられます。

説明台本＜都道府県職員説明用＞

34 ページをご覧ください。

このスライドでは、区域施策編の実施について確認します。

区域施策編の実施は事務事業編と同じ要領です。PDCA サイクルを回しながら取り組んでいただきます。策定、実施、評価、改定の全ての段階で、ステークホルダーと意見交換をして合意形成をしながら進めていっていただきたいと考えています。

また、区域施策編全体の進捗管理の観点から、区域の温室効果ガス排出量や総量削減目標以外の計画目標に係る指標について把握するとともに、計画全体の目標に対する達成状況や課題の評価も行います。

加えて、対策・施策の進捗管理の観点からは、各主体の対策に関する進捗状況、施策の削減効果・進捗管理指標に照らして、個々の対策・施策の達成状況や課題の評価も行います。

これらの評価を基に、対策・施策の改善（内容、事業量等）に向けた検討を行います。以上の結果を踏まえて、都道府県及び指定都市等は、地球温暖化対策推進法第 21 条第 10 項に基づき、毎年一回、区域施策編に基づく施策の実施の状況を公表します。

地球温暖化対策計画においては、同計画において講ずることとしている温室効果ガスの排出の抑制等に関する対策ごとに評価のための指標を定めることとし、当該指標に基づいて評価することを徹底していくこととしています。

また、個別の対策が効果を上げるためには、政府の施策だけでなく、その対策に関わる各主体が積極的な取組を行うことが不可欠であり、そうした取組を促していく観点から、本計画に掲げた対策ごとに関連する主体の取組の状況について可能な限り定量的に把握するとしています。

こうした考え方を踏まえれば、地方公共団体において、例えば、地球温暖化対策計画書制度等を整備・運用すること等により、事業者の取組の状況について可能な限り定量的に把握することも重要であると考えられます。

資料名	地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定・実施について
ページ	35
タイトル	事例：将来像をわかりやすく示した指標による対策・施策の進捗管理
所要時間(分)	1
マニュアル	地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（事例集）P167-169

スライドイメージ

Do 事例：将来像をわかりやすく示した指標による対策・施策の進捗管理

地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル(事例集)P167～P169

- 名古屋市は、区域施策と市民の距離感を縮めるため、2050年の生活や社会の望ましい将来像を「駅そば生活」、「風水緑陰生活」、「低炭素住生活」の3つの方針で表現し、各方針ごとに進捗管理を実施しています。
- 2050年も見据えて下表のような進捗管理指標を設定し、温室効果ガス排出量の推移のみでは把握できない区域施策編の進捗管理を行い、低調な指標の特定・共有や対策・施策の関係者間での検討を可能にしています。

名古屋市の進捗管理指標

方針	主な指標項目	現状	2020	2050
駅そば生活	駅そば生活圏人口比率	67%	70%	78%
	低炭素モデル地区	—	2地区程度	—
	緑被率	23.3%	27%	40%
風水緑陰生活	緑化地域制度により確保した緑の累積面積	103.5ha	375ha	—
	市民1人当たりの都市公園等の面積	9.4㎡	10㎡	—
	雨水の浸透・貯留率	14%	18%	33%
低炭素住生活	自動車分担率（自動車利用率）	42%	—	25%
	次世代自動車の割合（保有）	2%	12%以上	—
	1日あたり自動車交通量（45地点）	147万台	127万台	—
	市内鉄道及びバス1日あたり乗車人員	227万人	239万人	—
	エコドライブ実施率	42%	90%以上	—
	家庭・業務の最終エネルギー消費量（指数）	100	92	—
	次世代省エネ建築物延床面積（住宅、工場等除く）	14%	43%	—
	二重サッシ等設置住宅の割合	12%	30%	—
	エコライフ世帯の割合	43%	90%以上	—
	省エネルギー訪問相談件数（累積）	205件	15,000件	—
地域エネルギー	最終エネルギー消費量（指数）	100	91	—
	自然エネルギーによる発電設備容量（kW）	14,500	370,000	—
	うち住宅用太陽光発電設備設置件数	3,172	64,000	—
	太陽熱利用設備による集熱面積	619㎡	8,000㎡	—
	バイオマス活用	24,200t	75,000t	—

35

説明台本＜環境省説明用＞

35 ページをご覧ください。

このスライドでは、区域施策編の実施の事例を確認します。

名古屋市では、区域施策編に示した「駅そば生活」、「風水緑陰生活」、「低炭素住生活」といった、市民・事業者・行政が共有すべき 2050 年の望ましい将来像の 3 つの方針毎に進捗管理指標を設定しました。市民及び事業者との協働のもとに、望ましい将来像の実現を目指し、区域施策編の進捗状況が管理されています。

区域の温室効果ガス排出量の増減は、地方公共団体の取組以外の要因の影響が大きいため、区域施策編の進捗状況を必ずしも的確に反映する指標とはなりません。そのため、名古屋市では区域の将来像を見据えた表のような進捗管理指標を設定しています。温室効果ガス排出量の推移のみでは把握できない区域施策編の進捗管理を可能としました。

このような対策・施策の進捗管理を市民等とのパートナーシップにより実施することで、進捗状況が低調な指標を特定・共有し、その指標に関係する具体的な対策・施策を関係者間で検討することが可能となりました。

説明台本＜都道府県職員説明用＞

35 ページをご覧ください。

このスライドでは、区域施策編の実施の事例を確認します。

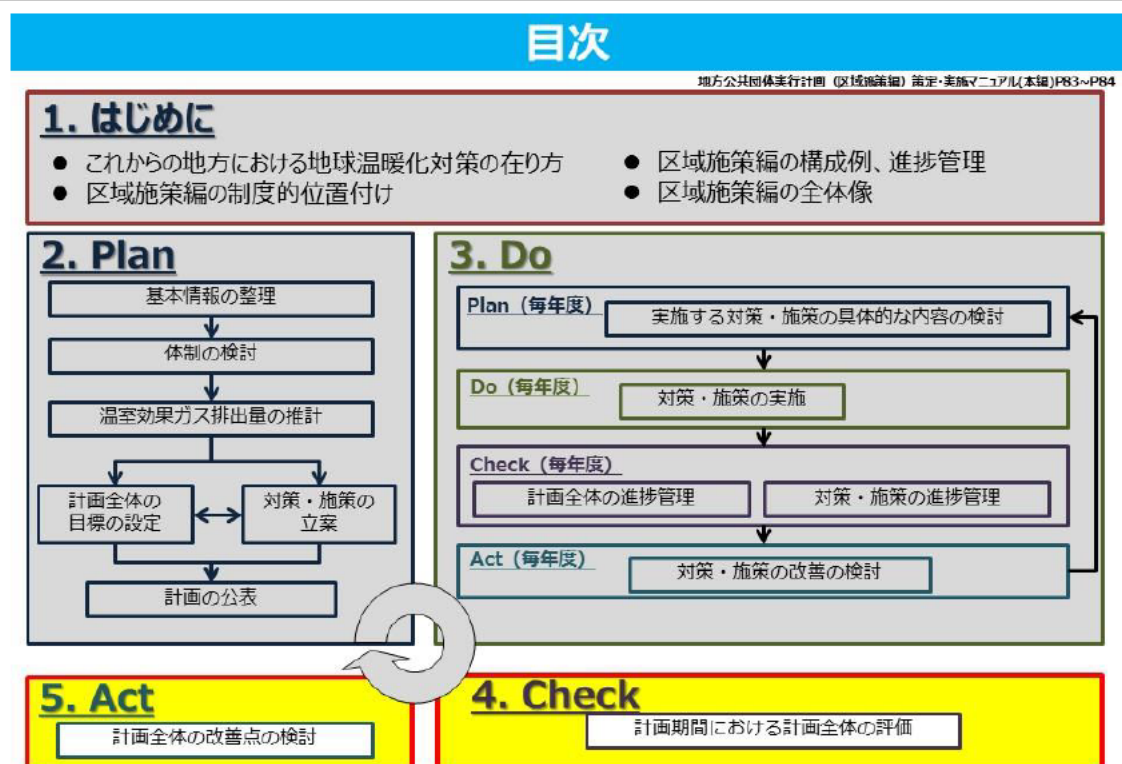
名古屋市では、区域施策編に示した「駅そば生活」、「風水緑陰生活」、「低炭素住生活」といった、市民・事業者・行政が共有すべき 2050 年の望ましい将来像の 3 つの方針毎に進捗管理指標を設定しました。市民及び事業者との協働のもとに望ましい将来像の実現を目指し、区域施策編の進捗状況が管理されています。

区域の温室効果ガス排出量の増減は、地方公共団体の取組以外の要因の影響が大きいいため、区域施策編の進捗状況を必ずしも的確に反映する指標とはなりません。そのため、名古屋市では区域の将来像を見据えた表のような進捗管理指標を設定しています。温室効果ガス排出量の推移のみでは把握できない区域施策編の進捗管理を可能としました。

このような対策・施策の進捗管理を市民等とのパートナーシップにより実施することで、進捗状況が低調な指標を特定・共有し、その指標に関係する具体的な対策・施策を関係者間で検討することが可能となりました。

資料名	地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定・実施について
ページ	36
タイトル	目次
所要時間(分)	0.5
マニュアル	地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（本編）P83-P84

スライドイメージ



36

説明台本＜環境省説明用＞

36 ページをご覧ください。

以降のスライドでは、PDCA の A、C、区域施策編の見直しと改定について説明していきます。

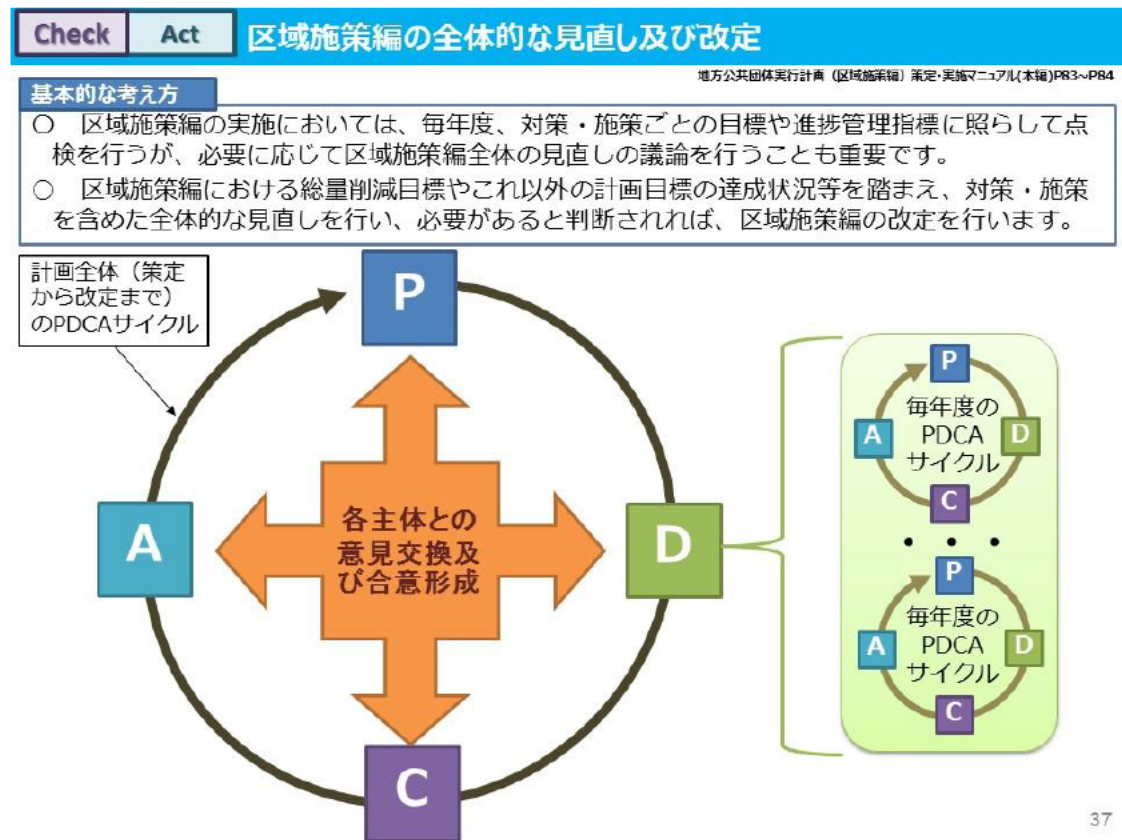
説明台本＜都道府県職員説明用＞

36 ページをご覧ください。

以降のスライドでは、PDCA の A、C、区域施策編の見直しと改定について説明していきます。

資料名	地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定・実施について
ページ	37
タイトル	区域施策編の全体的な見直し及び改定
所要時間(分)	1
マニュアル	地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（本編） P83-P84

スライドイメージ



説明台本＜環境省説明用＞

37 ページをご覧ください。

このスライドでは、区域施策編の全体的な見直し及び改定について確認します。

1 年間ごとの小さな PDCA サイクルを積み重ねながら、必要に応じて全体を見直し、改定します。改定の議論の際には、ぜひ地域住民や事業者と意見交換をして合意形成しながらよりよい区域施策編となるよう改定をしていただきたいと思います。

説明台本＜都道府県職員説明用＞

37 ページをご覧ください。

このスライドでは、区域施策編の全体的な見直し及び改定について確認します。1 年間ごとの小さな PDCA サイクルを積み重ねながら、必要に応じて全体を見直し、改定します。改定の議論の際には、ぜひ地域住民や事業者と意見交換をして合意形成しながらよりよい区域施策編となるよう改定を

していただきたいと考えています。

資料名	地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定・実施について
ページ	38
タイトル	事例①：全環境施策共通の方法を用いた客観的な進捗評価
所要時間(分)	1
マニュアル	地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（事例集）P161-P163

スライドイメージ

Check

Act

事例①：全環境施策共通の方法を用いた客観的な進捗評価

地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（事例集）P161～P163

○ 川崎市は、区域施策編の上位計画である環境基本計画で全環境施策共通の点数化による評価を実施しています。

○ 評価は指標評価、方向評価、総合評価の3つの評価が行われます。

○ この評価手法により、全ての環境施策で統一した基準に基づく客観的な評価を可能としています。

■ 全環境施策共通の点数化による評価を実施

【川崎市の進捗評価方法】

指標評価：個別の指標の達成状況を、経年的な改善の度合いと目標達成に向けた改善の度合いから評価。

方向評価：「総合的な評価」に用いる「指標評価」の平均から「施策の方向」の達成状況を評価。

総合評価：環境政策ごとに環境政策の総合的目標に対する達成状況を施策評価の成果分析や他の要因等を含め把握し、総合的かつ定性的に評価。

【評価の例】

指標評価	方向評価	総合的な評価									
施策の方向 I-1 温室効果ガス排出量の削減等地球温暖化対策の推進 ■指標：温室効果ガス排出量 2013年度の市内の排出量（改定値）は2,500万トン・CO₂（対前年度：58万トン・CO₂増加、対基準年度（※）：14.5%減少） 2014年度の市内の排出量（改定値）は2,413万トン・CO₂（対前年度：87万トン・CO₂減少、対基準年度（※）：17.5%減少） 二酸化炭素の2013年度の排出量（改定値）は2,474万トン・CO₂、2014年度の排出量（改定値）は2,389万トン・CO₂ ※：温室効果ガス排出量の達成状況の評価は2014年度暫定値を用いています。なお、2014年度排出量には域外貢献量は含まれていません。	2	2	■指標：太陽エネルギー（太陽光・熱）利用量 太陽光発電設備導入量 約70,000kW（対前年度：約10,000kW増加、対基準年度：多い）	5	5	■指標：年間平均気温 17.1℃（中野区）（対前年度：0.6℃増加、対基準年度：高い） 臨海部（大田・田舎・川崎）の年間平均気温は17.2℃、内陸部（幸・中野・高津）の年間平均気温は17.0℃、丘陵部（宮前・多摩・真生）の年間平均気温は16.7℃	1	1	■指標：特定フロン等の削減率 海上自動車排出ガス測定用、大田・中野・多摩一般環境大気測定用4地点の平均濃度は、フロン-11が0.26ppb、フロン-12が0.52ppb、フロン-113が0.074ppb（対前年度：増加、対基準年度：高い）	2	2

38

説明台本＜環境省説明用＞

38ページをご覧ください。

このスライドでは、区域施策編の見直し及び改定について、川崎市の事例を確認します。

川崎市は、区域施策編の上位計画であり、川崎市の環境行政を総合的かつ計画的に推進するための計画である「川崎市環境基本計画」において、地球温暖化対策に関する施策を含む、全環境施策共通の指標を用いた点数化による評価手法を導入しています。評価は、指標評価、方向評価、総合評価の3つの評価が行われます。1つ目の指標評価とは、個別の指標の達成状況を、経年的な改善の度合いと目標達成に向けた改善の度合いから評価する手法で、2つ目の方向評価は指標評価の平均から施策の方向の達成状況を評価します。3つ目の総合評価では、環境政策ごとに環境政策の総合的目標に対する達成状況を施策評価の成果分析や他の要因等を含め把握し、総合的かつ定性的に評価します。これらの評価手法を用いることにより、全ての環境施策について、統

一的な基準に基づく客観的な評価が可能となっております。
説明台本＜都道府県職員説明用＞
38 ページをご覧ください。 このスライドでは、区域施策編の見直し及び改定について、川崎市の事例を確認します。 川崎市は、区域施策編の上位計画であり、川崎市の環境行政を総合的かつ計画的に推進するための計画である「川崎市環境基本計画」において、地球温暖化対策に関する施策を含む、全環境施策共通の指標を用いた点数化による評価手法を導入しています。評価は、指標評価、方向評価、総合評価の 3 つの評価が行われます。1 つ目の指標評価とは、個別の指標の達成状況を、経年的な改善の度合いと目標達成に向けた改善の度合いから評価する手法で、2 つ目の方向評価は指標評価の平均から施策の方向の達成状況を評価します。3 つ目の総合評価では、環境政策ごとに環境政策の総合的目標に対する達成状況を施策評価の成果分析や他の要因等を含め把握し、総合的かつ定性的に評価します。これらの評価手法を用いることにより、全ての環境施策について、一的な基準に基づく客観的な評価が可能となっております。

資料名	地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定・実施について
ページ	39
タイトル	事例②：情報共有と住民参加による区域施策の推進・進捗管理
所要時間(分)	1
マニュアル	地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（事例集）P155-P157

スライドイメージ

Check

Act

事例②：情報共有と住民参加による区域施策の推進・進捗管理

地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル(事例集)P155～P157

○ ニセコ町では、まちづくりの原則である、「町民と行政との情報の共有」、「行政の透明化の確保」、「住民主体の行政の実現」を条文化するために、「ニセコ町まちづくり基本条例」を平成13年4月に全国に先駆けて施行しています。

○ 条例に基づき、住民参加による区域施策編の推進・進捗管理を実施しています。

■ 住民に対して企画立案・実施・評価への参加を保証

→区域施策編の策定当初、「まちづくり町民講座」や「まちづくり懇談会」を通じて、情報交換や意見聴取を実施。

【ニセコ町「ニセコ町まちづくり基本条例」（一部抜粋）】

第2条（情報共有の原則）
まちづくりは、自らが考え行動するという自治の理念を実現するため、わたしたち町民がまちづくりに関する情報を共有することを基本に進めなければならない。

第3条（情報への権利）
わたしたち町民は、町の仕事について必要な情報の提供を受け、自ら取得する権利を有する。

第4条（説明責任）
町は、町の仕事の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、その経過、内容、効果及び手続を町民に明らかにし、分かりやすく説明する責務を有する。

第5条（参加原則）
町は、町の仕事の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、町民の参加を保障する。

■ 住民参加による区域施策編の推進及び進捗管理

→広報や環境白書を通じて定期的に情報発信し、住民からの意見聴取を実施。

→住民から入手した意見については、事務局で整理し、必要に応じて「ニセコ町環境審議会」に報告し、区域施策編の進捗に関する課題と改善方針及び次年度の施策展開を検討する際に役立てている。

39

説明台本＜環境省説明用＞

39 ページをご覧ください。

このスライドでは、区域施策編の見直し及び改定について、ニセコ町の事例を確認します。

ニセコ町では、まちづくりの原則である、「町民と行政との情報の共有」、「行政の透明化の確保」、「住民主体の行政の実現」を条文化するために、「ニセコ町まちづくり基本条例」を平成13年4月に全国に先駆けて施行しました。

この条例に規定された住民参加に関する原則等に基づき、ニセコ町では区域施策編の進捗管理に住民が参画することで、住民参加による合意形成が図られています。

例えば、区域施策編の策定当初には、「まちづくり町民講座」や「まちづくり懇談会」を通じて、情報交換や意見聴取を実施されました。また、区域施策編の進捗状況では、広報や環境白書を通じて定期的に情報発信し、住民からの意見聴取を実施されています。このほか、住民から入手した意見

については、事務局で整理し、必要に応じて「ニセコ町環境審議会」に報告し、区域施策編の進捗に関する課題と改善方針及び次年度の施策展開を検討する際に役立てています。

このように、ニセコ町の事例は、住民との意見交換や情報共有、住民参加を推進することにより、施策に関する住民と町との相互理解が深まり、施策の推進力が向上した事例といえます。

説明台本＜都道府県職員説明用＞

39 ページをご覧ください。

このスライドでは、区域施策編の見直し及び改定について、ニセコ町の事例を確認します。

ニセコ町では、まちづくりの原則である、「町民と行政との情報の共有」、「行政の透明化の確保」、「住民主体の行政の実現」を条文化するために、「ニセコ町まちづくり基本条例」を平成 13 年 4 月に全国に先駆けて施行しました。

この条例に規定された住民参加に関する原則等に基づき、ニセコ町では区域施策編の進捗管理に住民が参画することで、住民参加による合意形成が図られています。

例えば、区域施策編の策定当初には、「まちづくり町民講座」や「まちづくり懇談会」を通じて、情報交換や意見聴取を実施されました。また、区域施策編の進捗状況では、広報や環境白書を通じて定期的に情報発信し、住民からの意見聴取を実施されています。このほか、住民から入手した意見については、事務局で整理し、必要に応じて「ニセコ町環境審議会」に報告し、区域施策編の進捗に関する課題と改善方針及び次年度の施策展開を検討する際に役立てています。

このように、ニセコ町の事例は、住民との意見交換や情報共有、住民参加を推進することにより、施策に関する住民と町との相互理解が深まり、施策の推進力が向上した事例といえます。

資料名	地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定・実施について
ページ	40
タイトル	事例③：市の予算編成における地球温暖化対策の観点の組み込み
所要時間(分)	1
マニュアル	地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（事例集）P158-P160

スライドイメージ

Check Act 事例③：市の予算編成における地球温暖化対策の観点の組み込み

地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（事例集）P158～P160

- 横浜市は、予算編成に地球温暖化対策・エネルギー対策の観点を組み込むことを目的として、全部局共通の予算調書に「温暖化対策に関する評価」欄を設定しています。
- 予算調書は温暖化対策統括本部に提出され、全庁的な地球温暖化対策の関連事業を取りまとめて公表するとともに、区域施策編の進捗管理等に活かしています。
- 地球温暖化対策・エネルギー対策に大きく寄与すると見込まれる事業に対しては、一定の財源を追加する制度を構築しています。

■ 全部局共通の予算調書に「温暖化対策に関する評価」の記載欄を設定

→各部署が、地球温暖化に対する「緩和策」「適応策」について、その評価を記載

【横浜市の予算調書（事業評価書）の「温暖化対策に関する評価」欄】

地球温暖化に関する「緩和策」

- 温室効果ガスの削減・吸収に：①直接的に寄与する、②間接的に寄与する、③寄与しない
- 寄与する場合の分野（4択）：①エネルギーの安定供給・自立化と節電・省エネの推進、②脱温暖化行動の推進、③温暖化対策に有効な制度の運用や仕組みの検討、④道路・鉄道・まちづくりなどの都市基盤整備

地球温暖化に関する「適応策」

- 気候変動による環境変化への適応に：①寄与する、②寄与しない
- 寄与する場合の分野（4択）：①猛暑対策、②豪雨対策、③モニタリング、④その他

その他の記載事項

- 地球温暖化対策に関する評価の判断理由
- 区域施策編との関連（区域施策編対象事業が否か）

■ 「温暖化対策プラス事業」

→各部署の事業提案に基づき、「温暖化対策統括本部」が選考・調整し、地球温暖化対策・エネルギー対策に大きく寄与すると見込まれる場合に、一定の財源が追加される。

40

説明台本＜環境省説明用＞

40 ページをご覧ください。

このスライドでは、区域施策編の見直し及び改定について、横浜市の事例を確認します。横浜市は、予算編成に地球温暖化対策・エネルギー対策の観点を組み込むことを目的として、全部局共通の予算調書に「温暖化対策に関する評価」欄を設定しています。

全庁的に地球温暖化対策への取組を強力に推進するため、予算編成時に、環境関連部局以外も含む全部局の予算で地球温暖化対策に関する評価を行うこととされており、この地球温暖化対策に関する予算調書は、「温暖化対策統括本部」に提出されます。「温暖化対策統括本部」は、関係書類の記載内容等から、全庁的な地球温暖化対策の関連事業を把握し、取りまとめて公表するとともに、区域施策編の進捗管理等に活かしています。

また、各部署の地球温暖化対策・エネルギー対策に大きく寄与すると見込まれる事業に対して、一

定の財源を追加する制度を構築し、全庁的な地球温暖化対策の推進を図っています。
説明台本＜都道府県職員説明用＞
40 ページをご覧ください。 このスライドでは、区域施策編の見直し及び改定について、横浜市の事例を確認します。横浜市は、実施する予算編成に地球温暖化対策・エネルギー対策の観点を組み込むことを目的として、全部局共通の予算調書に「温暖化対策に関する評価」欄を設定しています。 全庁的に地球温暖化対策への取組を強力に推進するため、予算編成時に、環境関連部局以外も含む全部局の予算で地球温暖化対策に関する評価を行うこととされており、この地球温暖化対策に関する予算調書は、「温暖化対策統括本部」に提出されます。「温暖化対策統括本部」は、関係書類の記載内容等から、全庁的な地球温暖化対策の関連事業を把握し、取りまとめて公表するとともに、区域施策編の進捗管理等に活かしています。 また、各部局の地球温暖化対策・エネルギー対策に大きく寄与すると見込まれる事業に対して、一定の財源を追加する制度を構築し、全庁的な地球温暖化対策の推進を図っています。

資料名	地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定・実施について
ページ	41
タイトル	事例④：定量的な「見える化」による進捗管理機能の強化
所要時間(分)	1
マニュアル	地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（事例集）P170-P172

スライドイメージ

Check

Act

事例④：定量的な「見える化」による進捗管理機能の強化

地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル(事例集)P170～P172

○ 京都市では、温室効果ガス排出量の削減目標を着実に達成するために、対策・施策の効果の評価や、温室効果ガス排出量の増減要因の分析を実施し、部門ごとに地球温暖化対策の成果や外部要因の影響の「見える化」を図っています。

■ 温室効果ガス排出削減効果の評価・増減要因の分析を実施

→「削減効果指標」を精査し、要因分解手法を用いた削減量も合わせて、地球温暖化対策の効果の評価

【京都市の要因分解手法による温室効果ガス排出量の評価例】

部門等	2010年度から2014年度までの増減量(万トン)		部門別合計	
	エネルギー消費量の減少による削減量	電源構成の変化等による増加量		
家庭	▲18.3 ▲3.4 ▲2.3 +4.6	▲19.3	+62.8	+43.5
業務	▲29.4 +0.8 ▲1.9 +5.3	▲25.2	+82.6	+57.3
産業	▲16.6 ▲0.9 ▲3.9	▲21.4	+31.5	+10.1
運輸	▲5.1 ▲0.1 ▲8.6 ▲3.8	▲17.7	+10.1	▲7.5
廃棄物	—	+0.3	+0.3	
CO ₂ 以外の温室効果ガス	—	+14.3	+14.3	
削減効果(再エネルギー・森林吸収量)	▲5.5	—	—	▲5.5
合計	▲89.1	+201.6	+112.5	

41

説明台本＜環境省説明用＞

41 ページをご覧ください。

このスライドでは、区域施策編の見直し及び改定について、京都市の事例を確認します。

京都市は、地球温暖化対策に対する実効性の高い施策の推進を図るため、これまで進めてきた区域施策編の進捗管理のあり方を見直し、地球温暖化対策の効果や外部要因の影響等の定量的な「見える化」によって進捗管理機能を強化しています。

温室効果ガス排出量の削減目標を着実に達成するために、対策・施策の進捗状況の評価だけでなく、対策・施策の効果の評価や、温室効果ガス排出量の増減要因の分析を実施し、部門ごとに地球温暖化対策の成果や外部要因の影響の「見える化」を図っています。これまで計画の進捗管理に活用していた「削減効果指標」を精査し、要因分解手法を用いた削減量も合わせて、地球温暖化対策の効果の評価することとしています。区域施策編改定後の増減要因の分析例は図に示す

とおりとなっています。

説明台本＜都道府県職員説明用＞

40 ページをご覧ください。

このスライドでは、区域施策編の見直し及び改定について、京都市の事例を確認します。

京都市は、地球温暖化対策に対する実効性の高い施策の推進を図るため、これまで進めてきた区域施策編の進捗管理のあり方を見直し、地球温暖化対策の効果や外部要因の影響等の定量的な「見える化」によって進捗管理機能を強化しています。

温室効果ガス排出量の削減目標を着実に達成するために、対策・施策の進捗状況を評価するだけでなく、対策・施策の効果の評価や、温室効果ガス排出量の増減要因の分析を実施し、部門ごとに地球温暖化対策の成果や外部要因の影響の「見える化」を図っています。これまで計画の進捗管理に活用していた「削減効果指標」を精査し、要因分解手法を用いた削減量も合わせて、地球温暖化対策の効果进行评估することとしています。区域施策編改定後の増減要因の分析例は図に示すとおりとなっています。

3. 問い合わせ先

環境省大臣官房環境計画課

〒100-8975

東京都千代田区霞が関1丁目2番2号

電話（03）3581-3351